

第1章 防火管理

第1 防火管理者

1 防火管理業務の委託について

防火管理業務の委託とは、一つの防火対象物において、複数の管理権原者が一人の防火管理者を共同して選任すること及び防火管理者の業務を外部委託することを言い、防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を適正に実施することが困難な防火対象物（施行規則第2条の2）は、次のいずれかの条件を満たし、かつ消防長又は消防署長が認めるものとする。なお、防火管理業務を委託された防火管理者は、当該防火対象物内に防火管理業務を補佐する防火担当責任者を指定し消防計画に明示しておくものとする。

（1）防火管理業務を適正に実施できる者が、市外に勤務又は居住していること

（2）次に掲げる事由

ア 身体的事由（高齢、病気等）

イ 日本語が不自由であり、防火管理業務の適正な実施が困難であること

ウ 所有者又は占有者が頻繁に代わるため、防火管理者の選任が困難であること

エ 従業員がいない又は極めて少ないため、防火管理者の選任が困難であること

オ その他、消防長又は消防署長が防火管理上必要な業務が適切に遂行できないと認める事由があること

2 防火管理業務の委託の要件について

（1）委託側から防火管理上必要な業務を適切に遂行するための必要な権限が付与されたことが確認できる文書が受託側に交付されていること。

（2）委託側から防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書が交付されていること。

（3）委託側から委託対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項が記された文書が提供されていること。

3 工事中の防火対象物における防火管理について

（1）法第8条第1項に規定する防火対象物の防火管理者は、次の各号に該当するときは、工事中の防火管理に係る消防計画を作成し、消防署長に届け出なければならない。

ア 増築、改築又は大規模な修繕若しくは模様替えの工事により、法第17条の消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の機能を停止させるもの若しくは機能に著しく影響を及ぼすもの又は廊下、階段、出入口その他の避難施設の機能の確保に支障を及ぼすもの。

イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 6 第 1 項第 1 号の規定に基づき、特定行政庁に認定の申請がなされたもの。

（２）前項の工事中の防火管理に係る消防計画の届出は、工事中の消防計画作成届出書（別記様式第 1 号）により届け出なければならない。

4 消火訓練及び避難訓練の通報方法について

施行規則第 3 条第 11 項に規定する通報は、消防訓練実施計画書（別記様式第 2 号）を消防署長に届け出るもの又は e-Gov 電子申請等によるものとする。

5 甲種防火管理再講習について

（１）乙種防火対象物の防火管理者は再講習の対象から除く。

（２）同章第 4 防火対象物定期点検報告制度において防火対象物定期点検報告を不要とする対象物は、再講習の対象から除く。

第 2 収容人員の算定

1 共通の取扱いについて

（１）「従業者」の取り扱いは、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とすること。

ただし、会議等、臨時的な要件で就業する者にあつては、従業者として取り扱わないこと。

（２）交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交替時の数としないこと。

ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。

（３）階収容人員を算定する場合、２以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務等するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。（地階又は無窓階における施行令第 24 条及び施行令第 25 条の適用に限る。）

（４）収容人員を算定するにあたっての「床面積」の取り扱いは、次によること。

ア 各階、各用途及び各テナント単位面積当たりで除した際に生じる 1 未満の端数は、切り捨てるものであること。ただし除した数が 1 未満の場合は 1 とする。

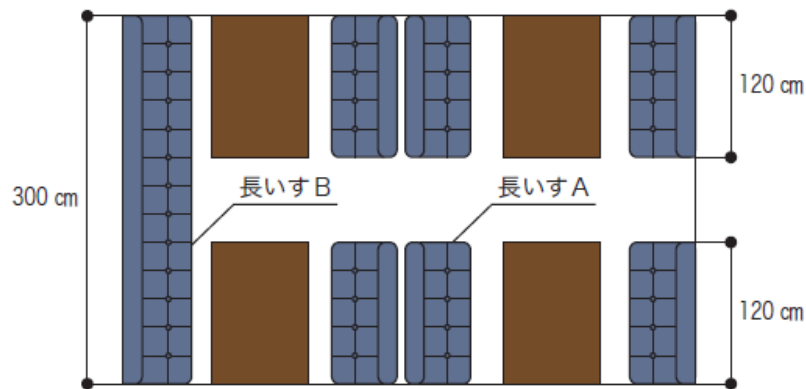
イ 駐車の用に供される部分、ロビー、廊下、通路、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

（５）「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、かつ、一般的な成人が 1 名で容易に移動することができないものを含むものであること。

（６）「長いす式のいす席」の正面幅を 0.4m 又は 0.5m で除す場合は、1 つ 1 つの長いすについて除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとし、正面幅

の合計について一括してその除算を行うものではないこと。(次図参照)

図



(3) 項口の場合

○長椅子A： $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人 2人席 $\times 6 = 12$ 人

○長椅子B： $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6$ 人

合計：12人+6人=18人

2 施行令別表第1の各項の取り扱いについて

(1) 施行令別表第1(1)項

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(1) 項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数(1未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。 (2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数 (3) その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数

イ 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうものであること。

したがって、当該部分内の通路の部分については、収容人員算定の

対象からは除かれること。

ウ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものであること。

ただし、客席の通路の延長部分及び非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこと。

エ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいうものであること。

(2) 施行令別表第1(2)項及び(3)項

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法	
(2) 項 (3) 項	遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を 0.5 m で除して得た数（1 未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
	その他	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を 0.5 m で除して得た数（1 未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を 3 m ² で除して得た数

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数によること。

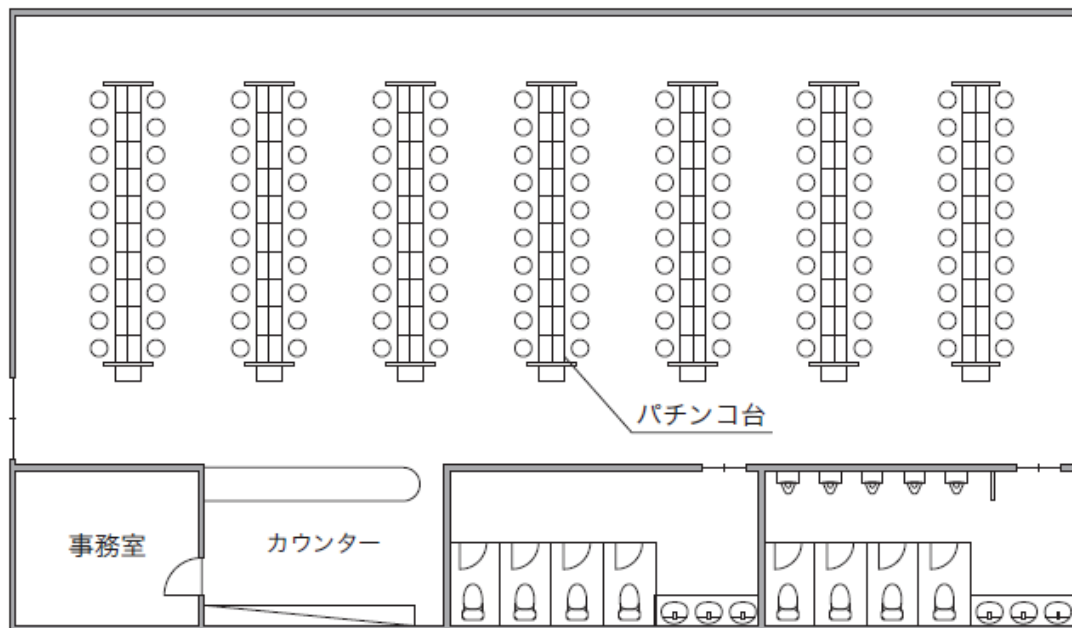
- (ア) ボウリング場は、レーンで遊技できる最大人数とする。
 (イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。
 (ウ) 将棋等は、1枚につき2人、マージャンは、1台につき4人とする。
 (エ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。
 (オ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とする。
 (カ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。

ウ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

- (ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分
 (イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分
 (ウ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

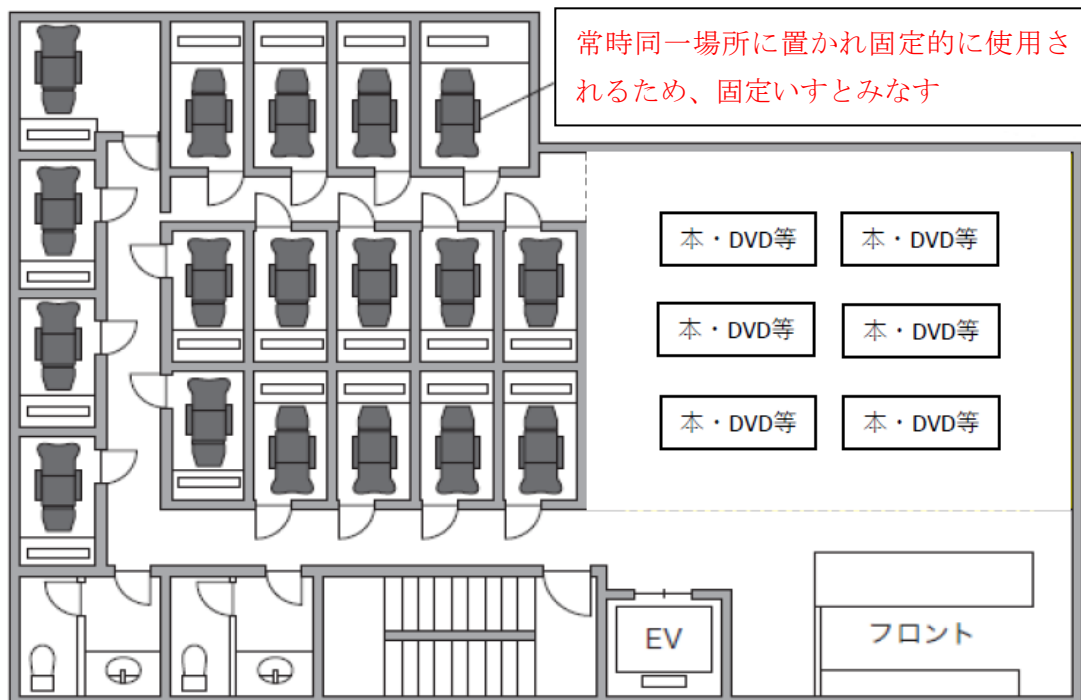
エ インターネットカフェの個室その他これに類する形態の部分は、固定式のいすとみなし、算定すること。ただし、いすがない場合は、当該個室の面積を3㎡で除して得た数とし1未満の場合は1とする。

(パチンコ店の算定方法例)



○従業員の数：10人
 ○パチンコ台140：140人
 合計：10人+140人=150人

(インターネットカフェ等の算定方法例)



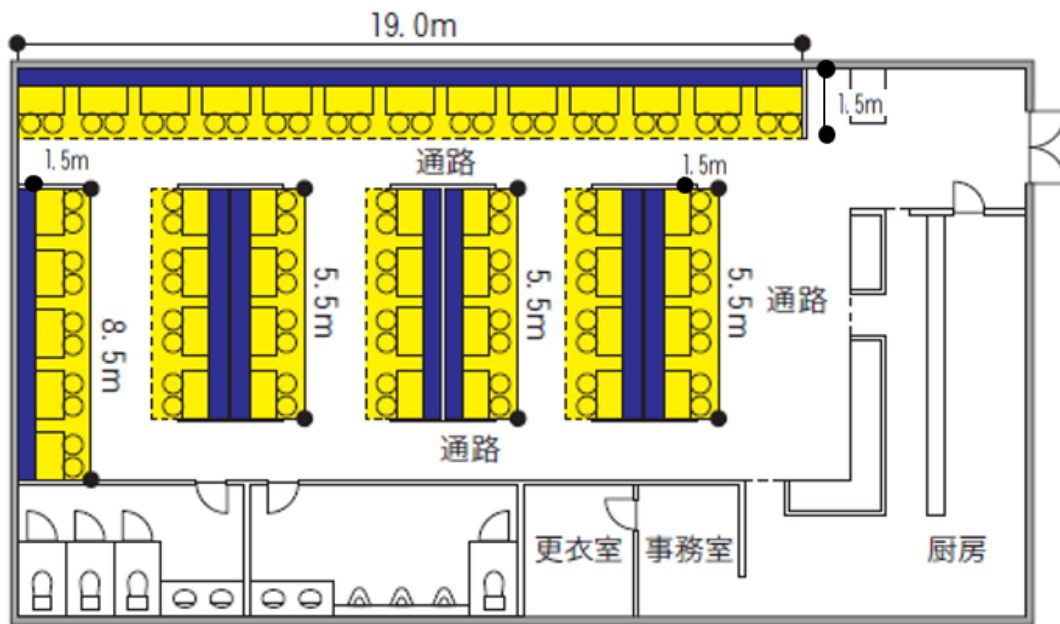
○従業員の数：2人
 ○固定式のいす席 18：18人
 合計：2人+18人=20人

(飲食店等の算定方法例) その1 ～区画が明確な場合～



○従業員の数：4人
 ○その他の部分
 ・テーブル席：12 m²÷3=4→4人
 ・座敷1：29 m²÷3=9.6→9人
 ・座敷2：16 m²÷3=5.3→5人
 合計：22人

(飲食店等の算定方法例) その2 ～固定いすあり、通路判定できるもの～



○従業員の数：6人

○飲食の用に供する部分

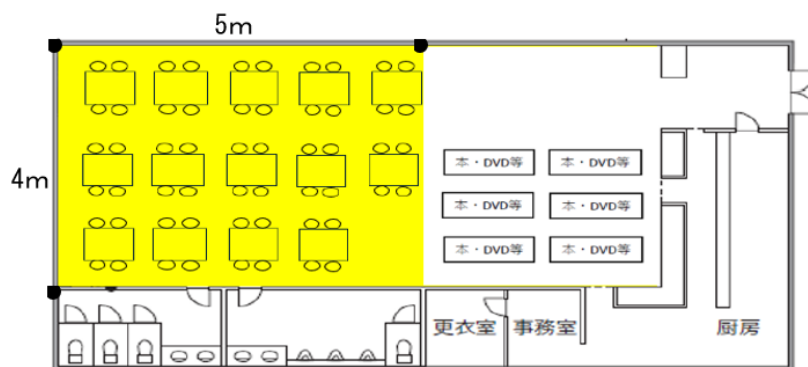
固定式のいす席（長いす）

- ・ $19.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 38 \rightarrow 38$ 人
- ・ $8.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 17 \rightarrow 17$ 人
- ・ $5.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 11 \rightarrow 11$ 人 $\times 6 = 66$ 人

その他の部分

- ・ $(28.5\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (12.75\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (8.25\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 6 \text{カ所})$
 $9.5 \rightarrow 9$ 人 + $4.25 \rightarrow 4$ 人 + 12 人 ($2.75 \rightarrow 2$ 人 $\times 6$)
- 合計：6人 + 38人 + 17人 + 66人 + 9人 + 4人 + 12人 = 152人

(飲食店等の算定方法例) その3 ～区画割りがなく、移動可能な机の場合～

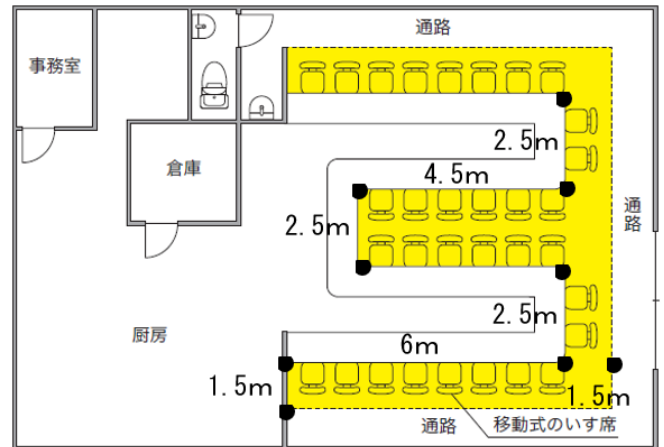
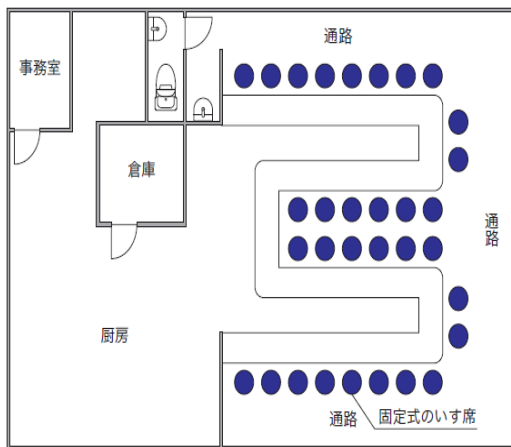


○従業員の数：4人

○その他の部分

- ・ テーブル席： $20\text{m}^2 \div 3 = 6.6 \rightarrow 6$ 人
- 合計：10人

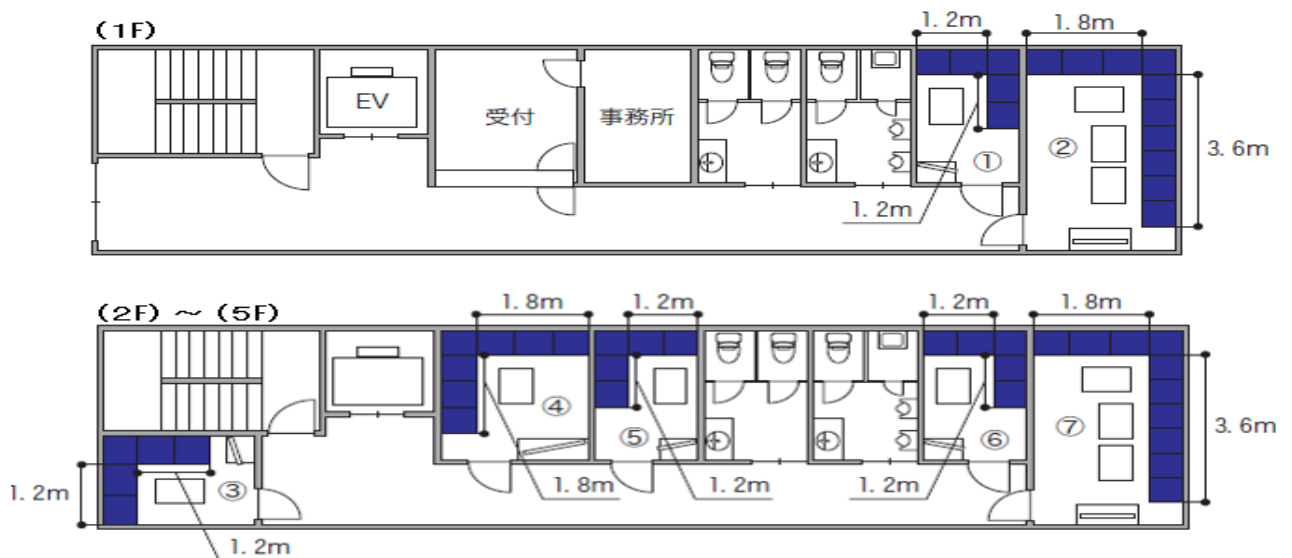
(飲食店等の算定方法例) その4 ～カウンター(固定式机)の場合～



○従業員の数：3人
○固定式のいす席：32席→32人
合計：35人

○従業員の数：3人
○その他の部分： $45 \text{ m}^2 \div 3 = 15 \rightarrow 15$ 人
合計：18人

(カラオケ店の算定方法例)



○従業者の数：6人(1F 事務所受付で原則勤務のため第2収容人員1(3)非該当)

○その他の部分(①=⑥、②=⑦)

- ・個室①：固定式のいす席(長いす) $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2 \text{人} \times 2 = 4 \text{人}$
 - ・個室②：固定式のいす席(長いす) $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3 \text{人}$ $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7 \text{人}$
 - ・個室③：固定式のいす席(長いす) $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2 \text{人} \times 2 = 4 \text{人}$
 - ・個室④：固定式のいす席(長いす) $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3 \text{人} \times 2 = 6 \text{人}$
 - ・個室⑤：固定式のいす席(長いす) $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2 \text{人} \times 2 = 4 \text{人}$
- 合計：132人 ※施行令第25条適用時の収容人員 各階28人(2F~5F)

(3) 施行令別表第1(4)項

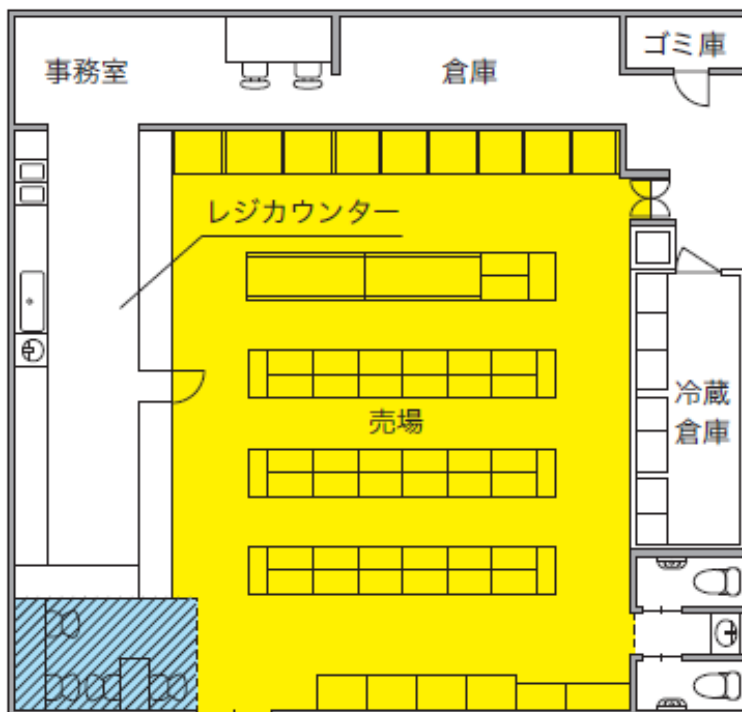
ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(4) 項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

イ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分(駐車場、駐輪場、便所等を除く。)をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含まれるものであること。

ウ 「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

(物品販売業を営む店舗の算定方法例)



- 従業者の数：10人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分
- ・飲食又は休憩の用に供する部分(■)の床面積を3㎡で除して得た数
- 飲食部分 $14 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \div 4.6 \rightarrow 4 \text{ 人}$
- ・その他の部分(□)の床面積を4㎡で除して得た数
- 売 場 $90 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2 \div 22.5 \rightarrow 22 \text{ 人}$
- 合計：36人

(4) 施行令別表第1 (5) 項イ

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(5) 項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡)で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(1未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

イ 「ベッドの数」は、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2人とすること。

ウ 和式の宿泊室の前室部分(畳の部分に限る。オにおいて同じ。)は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、この限りでない。

エ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

オ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分(前室部分を含む。)とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。

ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

カ 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。

キ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいうものであること。

(ア) 宴会場、レストラン、スナック等の飲食を提供する部分

(イ) 浴場

(ウ) いす席を設けたロビー等の部分（通路の用に供する部分を除く。）

(エ) 前アからウ以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

ク 宴会場等で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第 8 条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しない。（S48 消防予第 140 号、消防安第 42 号）

ただし、施行令第 24 条及び第 25 条の規定の適用にあたっては、当該部分を 3 m²で除して得た数を階収容人員とし、その数が宿泊者数を超える場合は、宿泊者数を超えない数とすること。（下図参照）



【宿泊者のみの利用の場合】

○従業員 30 人

○法第 8 条の適用及び施行令第 24 条に係る収容人員：180 人

○4 階収容人員：宴会場の面積を 3 m²で除して得た数＋※第 2 収容人員 1（3）該当人数

【宿泊者以外の利用がある場合】

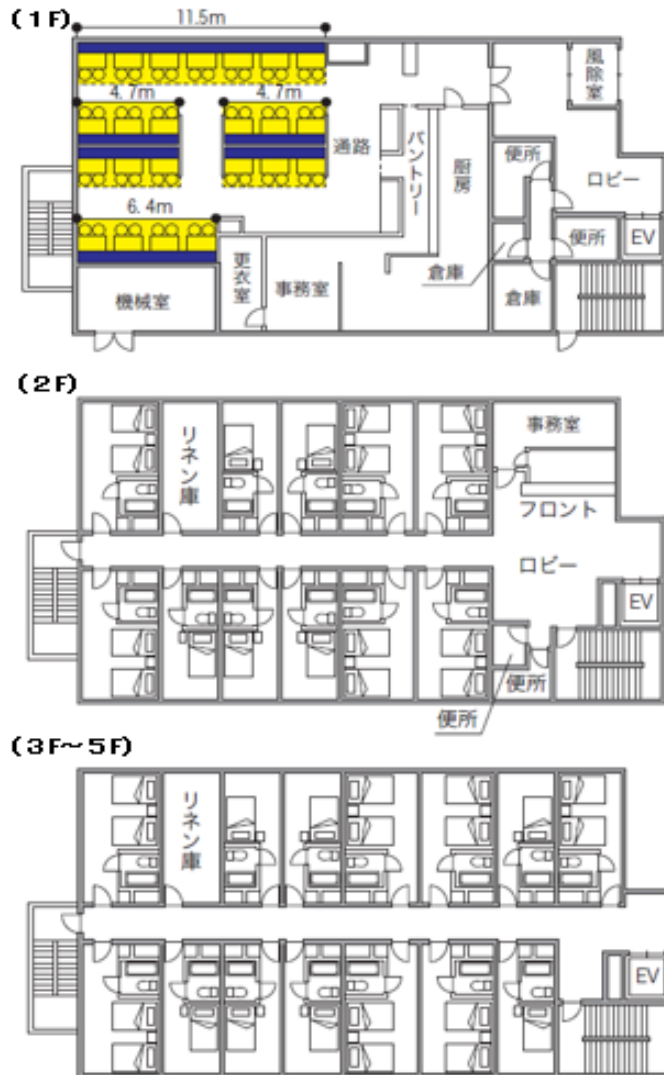
○従業員 30 人

○法第 8 条の適用及び施行令第 24 条に係る収容人数

⇒180 人＋4 階収容人員（宴会場の面積を 3 m²で除して得た数）

○4 階収容人員：宴会場の面積を 3 m²で除して得た数＋※第 2 収容人員 1（3）該当人数

(ホテルの算定方法例)



○従業者の数：10人（1F：4人 2F：6人）

○1F 飲食の用に供する部分

固定式のいす席（長いす）

・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人 $\times 4 = 36$ 人

その他の部分

・ $(17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2)$ + $(7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{カ所})$ ≈ 5 人 + 3 人 + 2 人 $\times 4$ カ所 = 16 人

○2F 洋式の宿泊室

ベッドの数：17→17人

○3F～5F の各階宿泊室

ベッドの数：21→21人

合計：132人 ※法第8条適用

1F 収容人員：95人

2F 収容人員：27人

※第2収容人員1（3）該当

3F 収容人員：21人（4F、5F 同じ）

第25条適用

(5) 施行令別表第1（5）項ロ

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(5) 項ロ	居住者の数により算定する。

イ 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいうものであること。（法第8条適用）

ウ 入居前の共同住宅等における居住者の数は、下表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。（施行令第24条及び25条適用）

間取り	単身者専用	1K、1DK 1LDK、2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	1室増すごとに
居住者数	1人	2人	3人	4人	5人	1人追加

(6) 施行令別表第1(6)項イ

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(6) 項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

イ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まれないものであること。

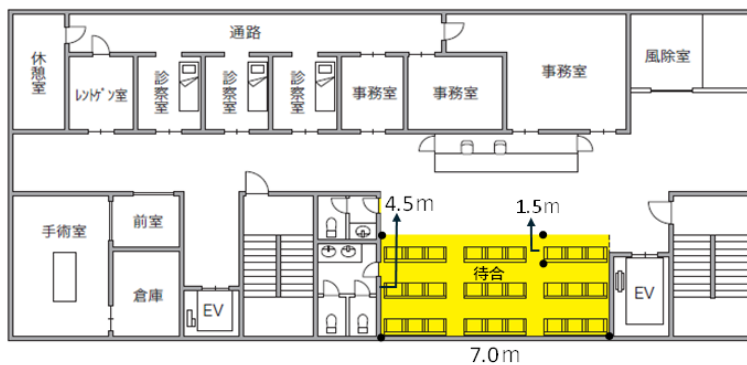
ウ 「病床」とは、収容患者の病床をいい、その数は、ベッドの数とする。

エ 料金の精算、診療等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、廊下に近いいすの背もたれから1.5m範囲の部分の床面積をもって算定すること。

オ 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定すること。

(患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例)

1 階



○医師等の数：14人

○待合室

いす席部分

・ $31.5 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 10.5 \rightarrow 10 \text{ 人}$

○病院内にある病床の数：18人

合計：42人 ※法第8条適用

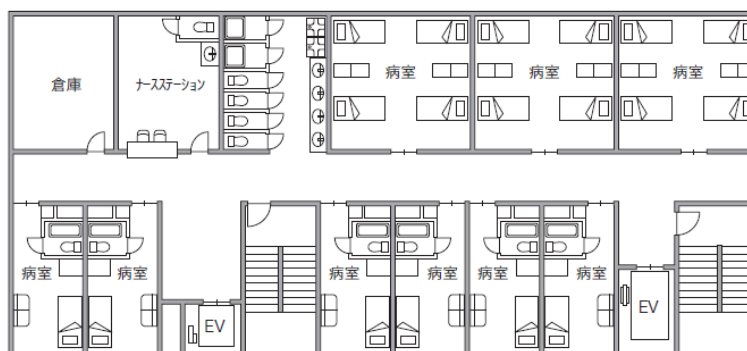
1F 収容人員：24人

2F 収容人員：26人

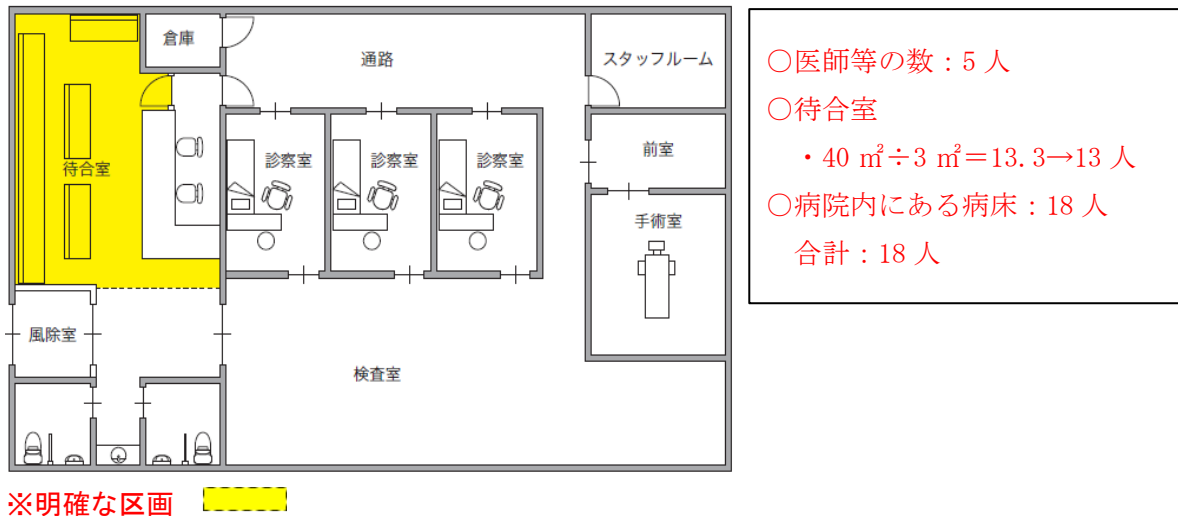
※第2収容人員1(3)該当8人

第25条適用

2 階



(患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例)



(7) 施行令別表第1 (6) 項ロ、ハ

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(6) 項ロ	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害
(6) 項ハ	者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

イ 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取り扱いは、次によること。

(ア) 入所施設

要保護者を入居させ、又は宿泊できる最大の数

(イ) 通所施設

通所させる要保護者の最大の数

(8) 施行令別表第1 (6) 項ニ

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(6) 項ニ	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定 する。

イ 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この項において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

ウ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下この項において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の適用については、当該部分を算定しない。

(イ) 施行令第24、25条の適用については、当該部分を算定すること。

エ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とする。

(9) 施行令別表第1(7)項

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(7) 項	教職員の数と、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

イ 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この項において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

ウ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この項において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

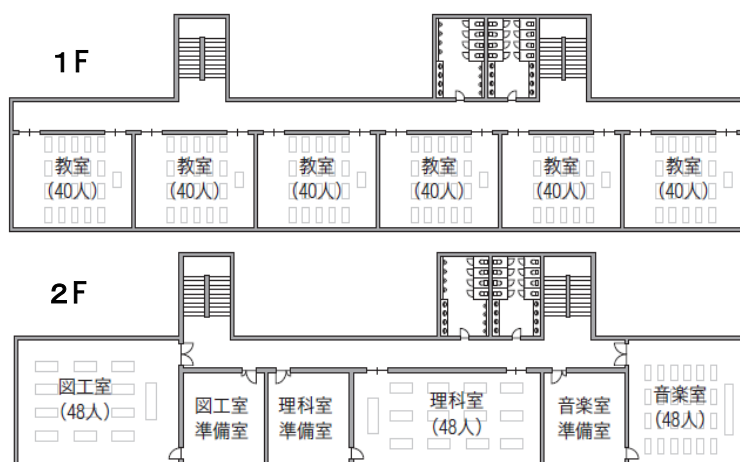
(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しない。

(イ) 施行令第24、25条の適用については、当該部分を算定すること。

エ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすること。

(小学校の算定方法例)



○教職員の数：27 人
 ○児童の数：360 人
 ○図工室等特別教室
 ・ 48 人×3 室＝144 人
 合計：387 人
 ※法第8条適用
 1F 収容人員：246 人
 2F 収容人員：147 人
 ※施行令第25条適用

(10) 施行令別表第1(8)項

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(8) 項	従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

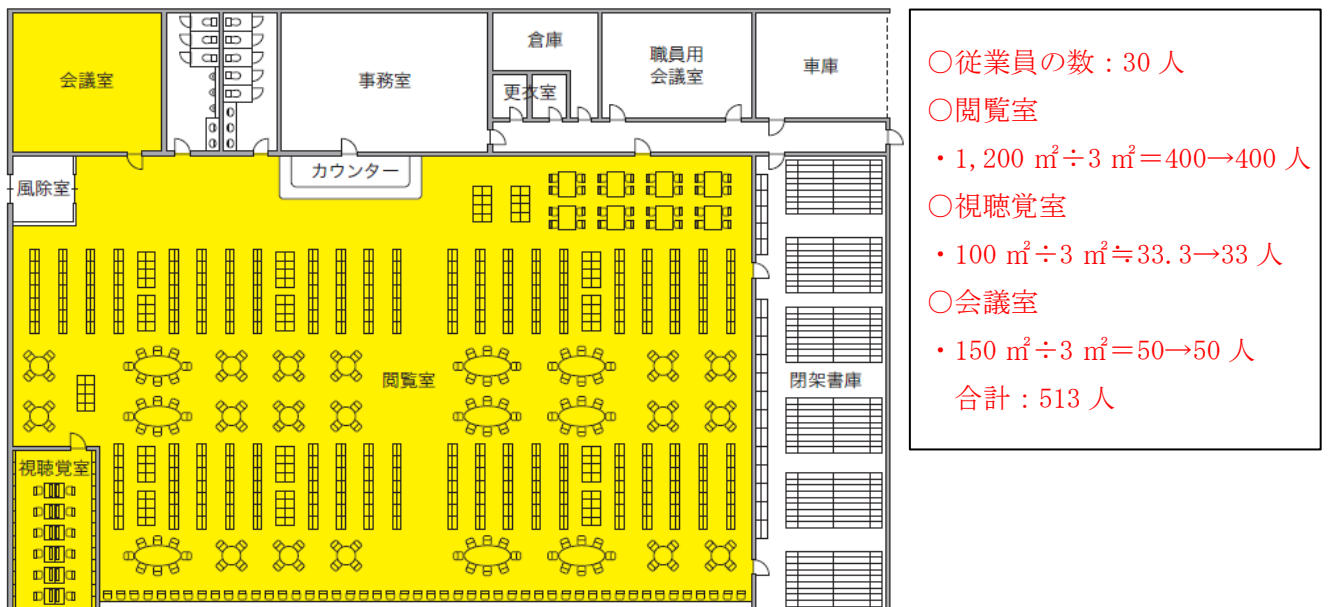
イ 図書館のDVD等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

ウ 閲覧室の開架（図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。）部分及び展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室、展覧室」として、床面積に算入すること。

エ 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。

オ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

(図書館の算定方法例)



(11) 施行令別表第1(9)項

ア 下表に定める方法によること。

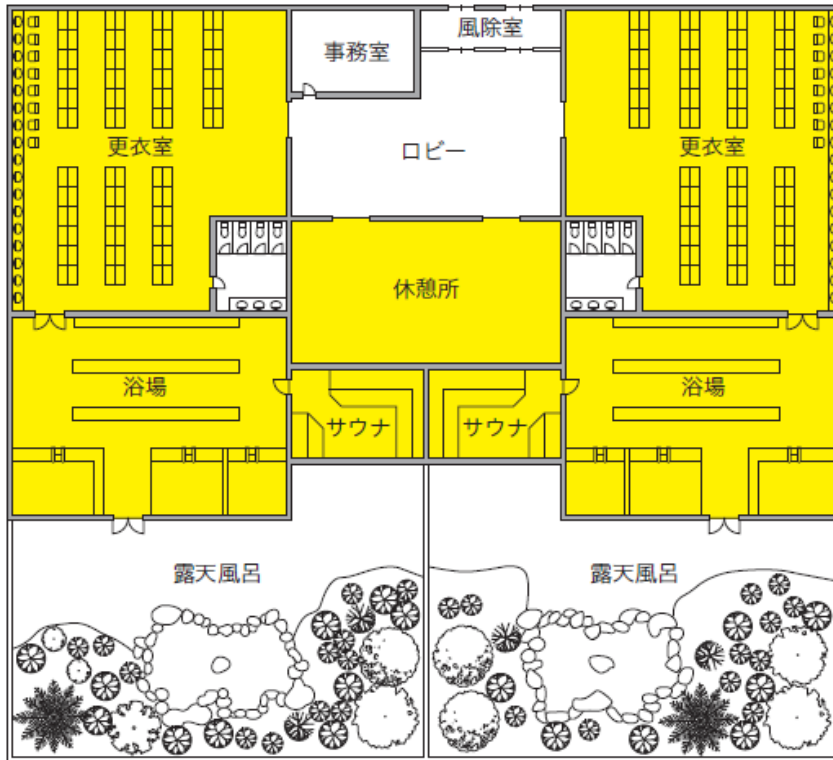
区分	算定方法
(9) 項	従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含

まれないこと。

ウ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。

(スーパー銭湯の算定方法例)



- 従業者の数：10人
 ○  3 m²で除して得た数
- ・浴場
 $150 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 50 \text{ 人}$
 $\times 2 \text{ カ所} = 100 \text{ 人}$
 - ・サウナ
 $50 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \div 16.7 \rightarrow 16 \text{ 人}$
 $\times 2 \text{ カ所} = 32 \text{ 人}$
 - ・更衣室
 $200 \div 3 \text{ m}^2 \div 66.7 \rightarrow 66 \text{ 人}$
 $\times 2 \text{ カ所} = 132 \text{ 人}$
 - ・休憩所
 $200 \div 3 \text{ m}^2 \div 66.7 \rightarrow 66 \text{ 人}$
 合計：340人

(12) 施行令別表第1 (11) 項

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(11) 項	神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3 m ² で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3 m²で除して得た数とすること。

ウ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(13) 施行令別表第1 (10) 項及び(12) 項から(14) 項

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(10) 項、(12) 項 (13) 項、(14) 項	従業者の数により算定する。

(14) 施行令別表第 1 (15) 項

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(15) 項	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を 3 m ² で除して得た数とを合算して算定する。

イ 主として従業者以外の者の使用に供する部分とは、原則従業者の許可なく立ち入ることができる場所とすること。

ウ 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。ただし待合部分がロビー及び通路を兼務しているものは待合席、相談席の部分で算定することができる。（例 待合の用に供する部分）

エ 官公署、銀行、事務所等の会議室について貸出等を行わなければ「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱わないこと。

ただし 1 室 150 m² 以上の会議室（貸出は除く）については、避難器具（施行令第 25 条）の算定基準とし 3 m² で除して得た数を階収容人員として合算する。

オ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合いの用に供するいすの数の合算ではなく、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

カ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

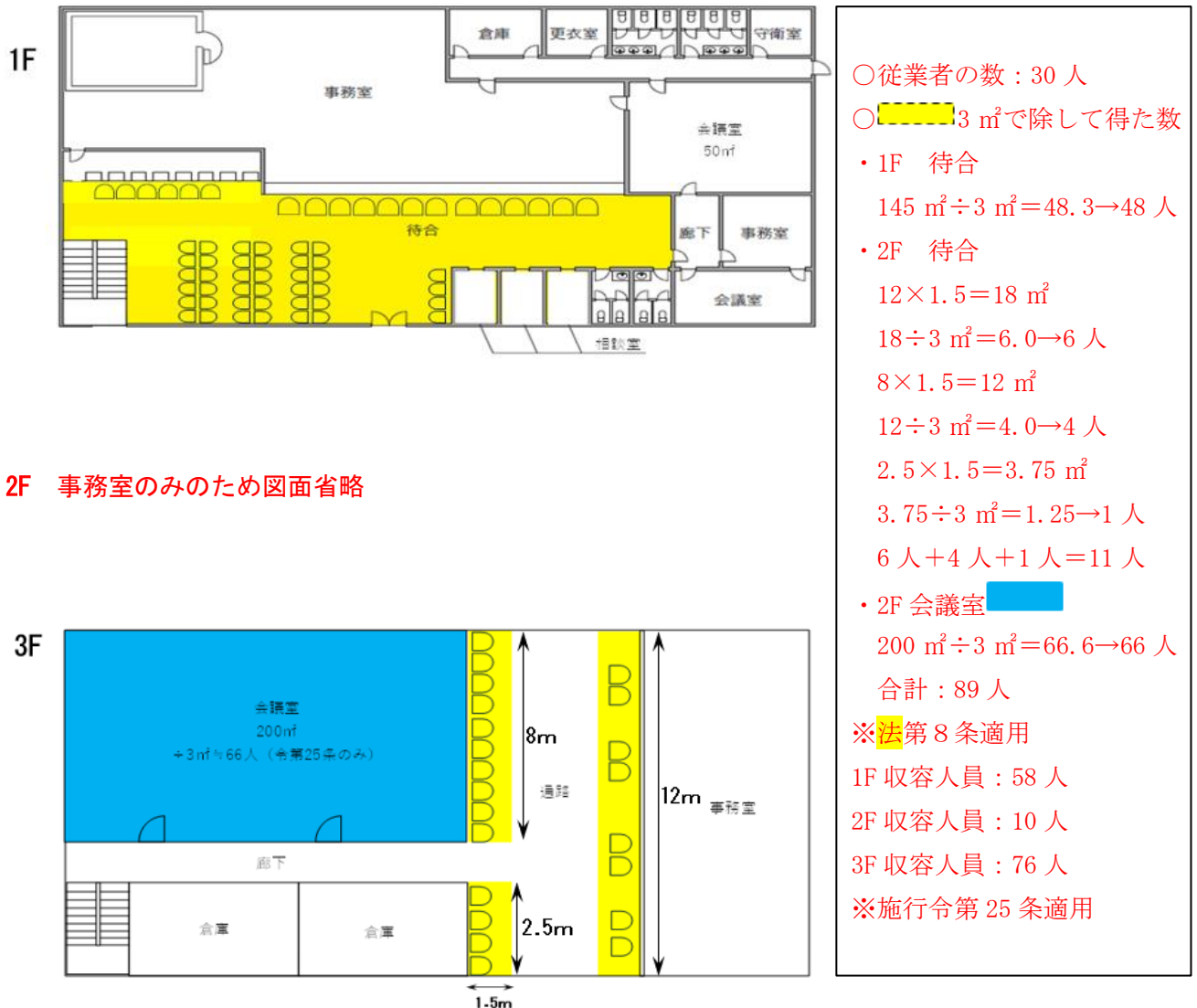
ただし、通路部分、ロビー、更衣室、便所、シャワー室等は床面積に算入しないこと。

キ 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

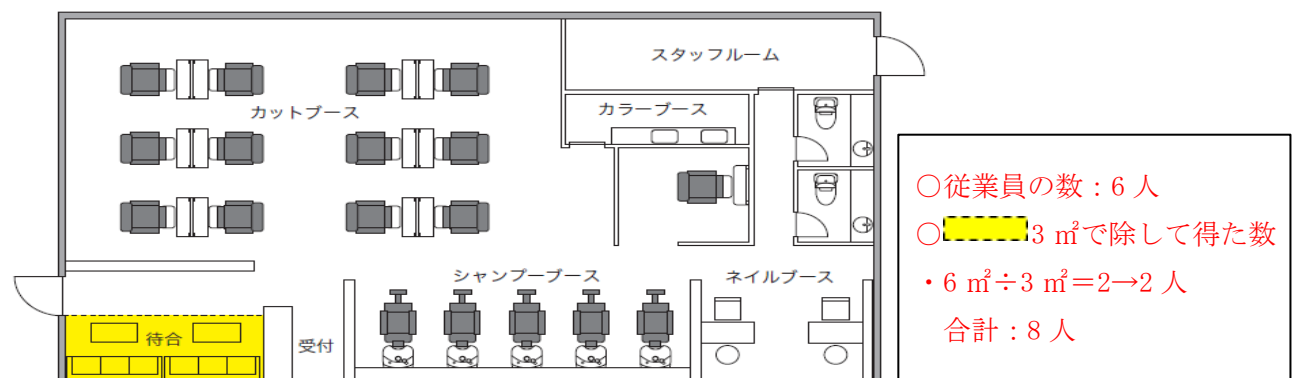
ク 駐輪場については、利用者が駐輪のために使用する部分（通路の用に供する部分、便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使

用に供する部分」として取り扱うこと。

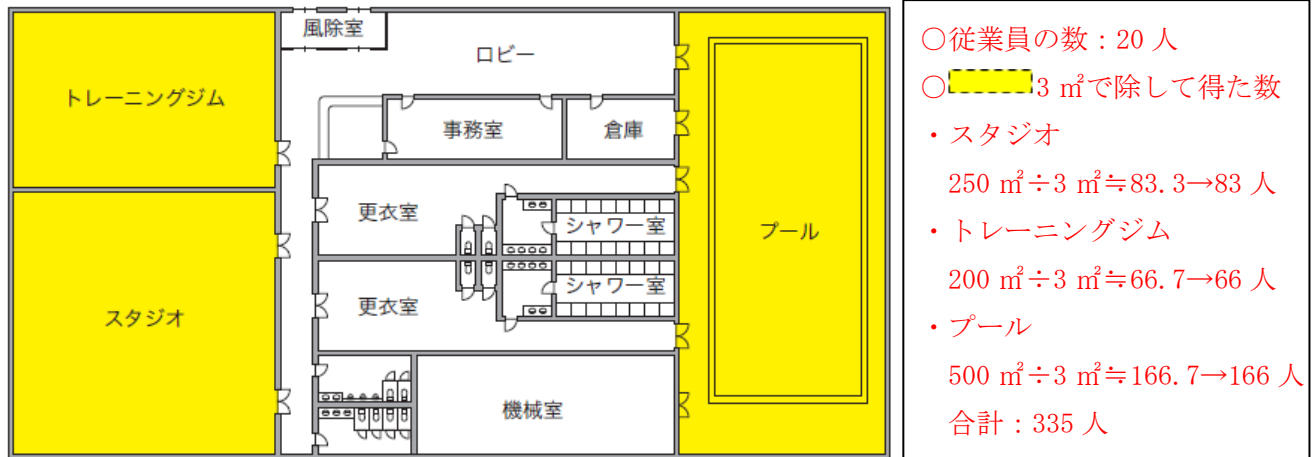
(官公署、銀行、事務所等の算定方法例)



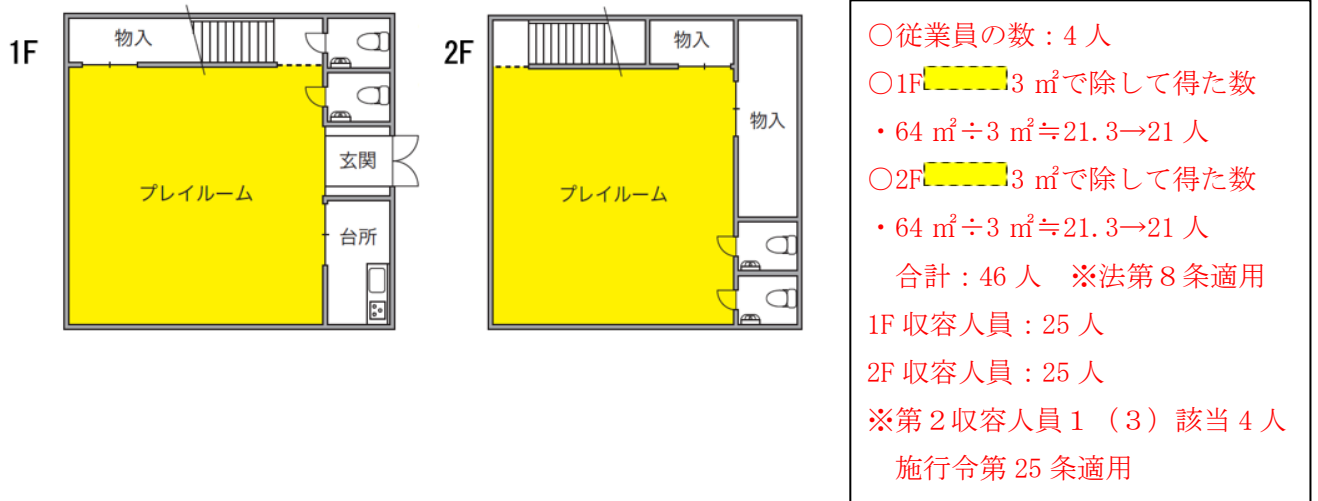
(美容院の算定方法例)



(スポーツクラブの算定方法例)



(学童クラブの算定方法例)



(15) 施行令別表第 1 (17) 項

ア 下表に定める方法によること。

区分	算定方法
(17) 項	床面積を 5 m^2 で除して得た数により算定する。

イ 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいうものであること。

ただし、立ち入るのに関係者の許可を要する場所は除くものとする。

(16) 施行令別表第 1 (16) 項の防火対象物

施行令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定することとされていることから、(16) 項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

第3 消防計画

無し

第4 防火対象物定期点検報告制度

1 集会場の防火対象物定期点検報告について

地区の集会場で、市又は町内自治会により設置及び管理する集会場であり、その使用が地区住民等の特定の者に限られ、その者の会議及び研修会等使用するものであって、かつ、営利活動には使用しない場合は、防火対象物定期点検報告は不要とする。この場合、営利目的に使用しないことが記載された文書を要する。

(※昭和48年消防令第22号「利用者が特定されている集会所は令別表第1(15)項で規制できないか」)

(※平成16年消防令第207号「防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について」)

第5 防災規制

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、施行令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分（昭和61年4月30日建設省住指第155号「床面積の算定について」によること。「床面積の算定について」参照）

イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

ウ サイロ、危険物の貯蔵タンク、ガスの貯蔵タンク等

当該対象物は、施行規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。（昭和44年消防予第265号）

(2) 次の防火対象物のその部分には、防災物品を使用すること。

ア 防災防火対象物以外の防火対象物で、みなし従属された飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分（昭和50年消防予第41号、消防令第41号通知）

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項、施行令第4条の3第3項の防災対象物品には、次の物が含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、目隠布、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの

- エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
- オ 展示会場で用いられている合板で、台、バックスクリーン、仕切用等
に使用されるもの
- カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又は
パネル等として使用される合板
- キ 人工芝、ござ
- ク 試着室に使用される目隠布
- ケ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2 m²を超
えるもの）

（2）次のものは、防災対象物品に含まれないものであること。

- ア 大きさが2 m²未満のじゅうたん等（一辺 30 cm程度で正方形のマット 状
のもの等は継ぎ合わせた状態の大きさとする）
- イ 高層建築物で、消防安第 49 号又は消防予第 170 号の特例基準に適合する
共同住宅等の住居部分に使用されるじゅうたん等
- ウ 接着剤等で床に貼られ床と一体となっているじゅうたん等、合成樹脂製床
シート及びプラスチックタイル(昭和 53 年消防予第 225 号・昭和 54 年消防
予第 118 号)
- エ 畳
- オ じゅうたん等の下に敷くクッション材として使用されているアンダーレイ、
アンダークッション、アンダーフェルト
- カ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- ク プラスチック製すだれ、木製すだれ
- ケ 外壁にそって垂れ下がっている広告幕
- コ のぼり
- サ シャワーカーテン
- シ アスベスト飛散防止用のプラスチックシート
- ス 壁や間仕切りの仕上げ材料（接着剤等で一体）になる布等（昭和 48 年消防
予第 140 号）

3 防災表示について

防災対象物品について、防災表示がなくなった場合には、防災性能を有するこ
とを証明できるものの写しを要する。

例) ・ 防災性能を有することがわかる仕様書又はカタログ

・ 防災対象物品に防災表示が取り付けであったことが証明できる写真

第2章 消防用設備等の設置

第1 無窓階

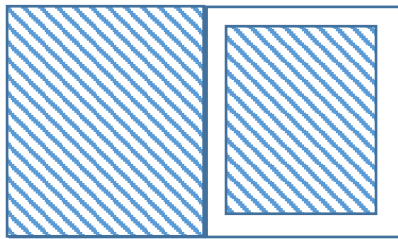
1 有効開口部について

最大に開いた状態における開放部分の面積を原則とし、施行規則第5条の5第1項で規定する大きさを有する開口部及び直径0.5m以上の円が内接できる引き違いガラス窓で、同条第2項各号の規定を満たし、「2 開口部の条件」に適合する場合は、「無窓階の判定、解釈について」（昭和57年消防予第102号）に従い、両面とも有効開口部として算定する。【算定図1参照】

なお、直径1m以上又は0.5m以上の円が内接できる引き違いガラス窓を固定した場合は、FIXと同様に取り扱い、サッシ部分は含めず算定する。【算定図2参照】

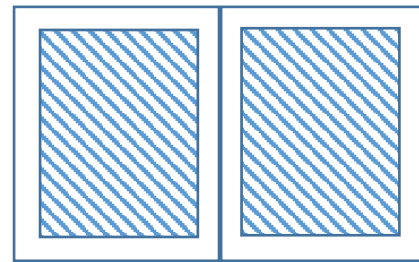
【算定図1】

(引き違いガラス窓)



【算定図2】

(引き違いガラス窓を固定した場合) FIX扱い



(※昭和48年消防予第140号「無窓階の判断基準について」)

(※昭和57年消防予第102号「無窓階の判定、解釈について」)

2 大型開口部について

直径1m以上の円が内接することができる開口部（図1）又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（図2）をいう。

図1

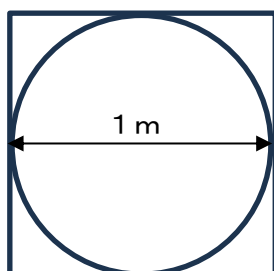
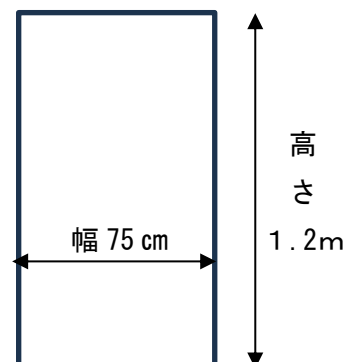


図2



3 開口部の条件

- (1) 次表の開口部は、施行規則第5条の5第2項第3号に規定する「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うものとする。

ガラスの種類・厚さ		開口部の条件	判定	
			足場有り	足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線反射ガラス 熱線吸収板ガラス	厚さ 6mm 以下	引違い	○	○
		FIX	○	○
網入り板ガラス 線入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引違い	○	○
		FIX	×	×
	厚さ 10mm 以下	引違い	○	×
		FIX	×	×
強化ガラス	厚さ 5mm 以下	引違い	○	○
		FIX	○	○
超耐熱性結晶化ガラス	厚さ 5mm 以下	引違い	○	○
		FIX	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス 6mm 以下 + PVB30mil (膜厚 0.76mm 以下) + フロート板ガラス 6mm 以下のもの	引違い	○	○
		FIX	×	×
	網入り板ガラス 6.8mm 以下 + PVB30mil (膜厚 0.76mm 以下) + フロート板ガラス 5mm 以下	引違い	○	○
		FIX	×	×
	フロート板ガラス 5mm 以下 + PVB60mil (膜厚 1.52mm 以下) + フロート板ガラス 5mm 以下	引違い	○	×
		FIX	×	×
	網入り板ガラス 6.8mm 以下 + PVB60mil (膜厚 1.52mm 以下) + フロート板ガラス 6mm	引違い	○	×
		FIX	×	×
	フロート板ガラス 3mm 以下 + PVB60mil (膜厚 1.52mm 以下) + 型板ガラス 4mm 以下	引違い	○	×
		FIX	×	×
倍強化ガラス		引違い	×	×
		FIX	×	×
複層ガラス	構成するガラス（網入り板ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ 6.8mm 以下のものに限る。）ごとに本表により全体の判断を行う。			

○：有効開口部 ×：有効開口部として取扱不可

※足場とは、避難階、バルコニー等で消防隊が破壊作業できる場所をいう。

※PVB とは、ポリビニルブタチール膜をいう。

(※昭和 50 年消防安第 65 号「外壁面にバルコニー等がある場合の開口部の算定について」)

(※昭和 57 年消防予第 102 号「無窓階の判定、解釈について」)

(※平成 19 年消防予第 111 号「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について」)

(2) 上記以外で「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」は次のとおりとする。

ア 屋内外から手で開放できるシャッター

イ 屋内外から電動により開放できる非常電源付きシャッター

ウ 屋外からは水圧等により、屋内からは手動又は電動（非常電源付き）により開放できるシャッター

エ 屋外から容易に破壊して進入でき、屋内からは手動（シャッター付近に手動による開放方法の掲示を要す）又は電動（非常電源付き）により開放できるシートシャッター

オ ハンガードア

4 窓に貼付されたフィルム

次の全ての条件を満たせば、有効開口部の算定の対象とする。

(1) ガラスの種類は、「普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラスで厚さ 6 mm 以下」「強化ガラス、耐熱板ガラスで厚さ 5 mm 以下」であること。

(2) 以下のフィルムであること。

ア 窓ガラス用フィルム A（足場あり、なしを問わない）

(ア) PET 基材（JIS A 5759 に規定するもの）で基材の厚さが $100\mu\text{m}$ (= 0.1mm) 以下のもの。（内貼り用、外貼り用を問わない。多積層タイプ（※①）を除く。）

(イ) 塩化ビニル基材で基材の厚さが $400\mu\text{m}$ 以下のもの。（内貼り用、外貼り用を問わない。）

イ 窓ガラス用フィルム B（足場ありに限る）

(ア) PET 基材で基材の厚さが $100\mu\text{m}$ を超え $400\mu\text{m}$ 以下のもの。（内貼り用、外貼り用を問わない。多積層タイプ（※①）を除く。）

(イ) PET 基材の多積層タイプ（※①）で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの。（内貼り用、外貼り用を問わない。）

※①多積層タイプとは、引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムのこと。

※PET とは、ポリエチレンテレフタレートをいう。

(※平成 23 年事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について」)

5 低放射ガラス加工 (Low-E ガラス) について

次の加工内容については基板 (板ガラス等) 強度を変えるものではないため、有効開口部の算定の対象とする。

(1) パイロティック製法

(2) スパッタリング製法

(※平成 23 年事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について」)

6 敷地外の空地に面する開口部 (既存防火対象物に限る。)

国、地方公共団体等の管理する以外の敷地外の空地については、空地の所有者が確認できる公的書類の写し及びその所有者の承諾書 (避難経路として使用を認める内容) がある場合は、有効開口部として認める。ただし道又は道に通ずる幅員 1 m 以上の空地が維持できなくなった場合は、この限りではない。

7 棚、ラック等

開口部の前面に棚、ラック等が設けられている場合、それらが容易に移動できるキャスター付きのものであれば、その開口部は有効開口部の算定の対象とする。

また、開口部下端 (内外問わず) にある棚、ラック、室外機等で避難又は消防隊の進入が容易にできるものも有効開口部の算定の対象とする。

(※昭和 50 年消防令第 65 号「無窓階の取扱いに関する疑義について」)

8 庇

庇 (避難及び消火活動が有効にできるものに限る。) がある場合は、庇の先端から 1 m 以上の空地があれば、庇の上方に設けられた開口部も有効開口部の算定の対象とする。

(※昭和 48 年消防予第 140 号、消防令第 42 号「無窓階の判断基準について」)

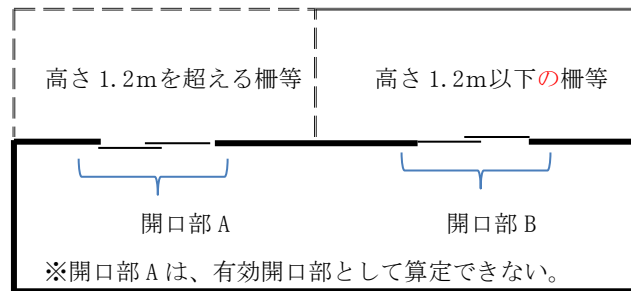
(※昭和 50 年消防令第 65 号「通路その他の空地」の解釈について」)

9 ポーチ、ピロティ等の床面積の扱い

ポーチ、ピロティ等十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、建築基準法上、床面積に算定される。無窓階の判定を行う場合は、その部分の床面積を除外して算定するものとする。

10 通路その他の空地の柵等

施行規則第 5 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する通路その他の空地に、地盤面から 1.2 m を超える高さの塀、柵、門扉等を設けた部分の開口部は、有効な開口部とは認めないものとする。ただし囲われた空地の面積等が避難上及び消防活動上支障のないものであればこの限りではない。



11 シャッター等の水圧開放装置の設置箇所

水圧開放装置の設置箇所は、床面からの高さが0.5m以上1 m以下となる箇所に設けること。

(※シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて (昭和52年消防予第251号))

(※スプリンクラー設備等の送水口の基準 (平成 13 年消防庁告示第 37 号))

12 昭和 49 年 12 月 31 日以前に建築された防火対象物（新築、増築の工事中的ものを含む。）の無窓階について（法第 17 条の 2 の 5 第 2 項各号に該当するものは除く。）

(1) 昭和 49 年 12 月 31 日以前に建てられた防火対象物は、避難上又は消火活動上有効な開口部の面積が、床面積に対して 30 分の 1 以下の場合を無窓階とする。なお有効な開口部とは、最大開口部分に直径 50 cm の円が内接する開口部をいう。

(2) 既存の対象物で、昭和 50 年 1 月 1 日以降に、増築や改築等により開口部に事情の変更が生じた場合は以下のいずれかにより取り扱う。

ア 既存の対象物が施行規則第 5 条の 5 に適合していた場合

施行規則第 5 条の 5 に基づき有効開口面積を算定し、無窓階の判定を行う。

イ 既存の対象物が施行規則第 5 条の 5 に適合していなかった場合

前号の規定により有効開口面積を算定し、無窓階の判定を行う。

第 2 防火対象物の項別判定

1 集会場について

項別判定は、(1)項口とする。(「地区民の会議等を使用」「平時は無人」「営利目的の団体に貸出しない」という条件であれば、消防用設備等は(15)項に準じて設置させることができる。また、延べ面積 150 m²未満の集会場については、収容人員の算定は原則 (15)項として取り扱うものとし、実情に即した算定により 50 人以上となる場合には、防火管理者を選任させるものとする。

2 自動車展示場併用修理工場について

自動車展示場併用修理工場で展示場部分が 150 m²以上の場合は、(4) 項又は

(16) 項イとし、展示場が 150 m²未満のものについては、(12) 項イとして取り扱う。

3 個室について

(2) 項ニに準ずる用途で、個室とは何らかにより四方を囲まれて天井面から開放性の高い空間であっても、個別の空間になるものは個室とする。

(※平成 20 年消防予第 200 号「消防法施行令の一部を改正する施行令等の運用について」)

4 小規模の学習塾等について

小規模の単体防火対象物、共同住宅の一室又は複合用途防火対象のテナントとしての学習塾、着付け教室、英会話教室及びダンス教室等の項別判定については、次のいずれにも該当する場合、その部分を(15) 項として扱う。

(1) 同時に受講できる生徒数 40 人以下

(2) 教員、講師の総数 3 人未満

(3) 校舎(部屋)の面積は、教室、管理室、便所等を含め 115.70 m²未満
かつ同時に授業を行う生徒 1 人当たり 2.31 m²未満

(※各種学校規程(昭和 31 年文部省令第 31 号)第 8 条第 1 項、第 10 条第 1 項)

5 駐輪場について

自転車及び原動機付自転車の駐輪場は(15) 項として取り扱う。

「原動機付自転車」とは、道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する、原動機の総排気量が 125cc 以下又は定格出力が 1.00kw 以下の二輪車や、原動機の総排気量が 50cc 以下又は定格出力が 0.6kw 以下の三輪以上の車両をいう。

6 「おおむね等しい」の解釈について

「施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて(昭和 50 年消防予第 41 号、消防安第 41 号)2 (3)」に記載の「おおむね等しい」の解釈については、以下の例による。

例) 一般住宅の面積=A、防火対象物の面積=B とする。

$(A/A+B) - (B/A+B) = \pm 0.05$ の範囲を「おおむね等しい」とする。

7 子ども食堂について

子ども食堂は(3) 項ロとして取り扱う。

8 産後ケア事業所について

母子健康法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する短期入所【宿泊型】は(6) 項イ(3)、母子健康法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する通所事業【通所型】は(6) 項イ(4)として取り扱う。

9 タイヤ販売店について

次の要件を満たす場合には(12) 項イとして取り扱う。

(1) 主にタイヤ交換、脱着の作業を行う事業形態であること。

(2) 主として従業者以外の者の使用に供する部分(個人の住宅は除く。)が 150 m²未満であること。

10 棟内の入居者が不在区域について

項別判定は、(15)項とし他の(15)項とは、別とみなし用途別の面積算定には積算しない。(以下「(15)項 空きテナント」と言う。)なお、従前設置されている防火対象物全体に掛かる消防用設備等は維持管理するものとする。

11 シェアハウスについて

同一棟で家族(家族同等含む。)以外のものと入居し、台所、洗面所、浴室、トイレ等の共用部分を有するものは、(5)項ロとする。

なお、上記において入居者及びサービスの有無により次のとおり取り扱う。

- (1) 入居者の1名以上が65歳以上で共用部分において食事の提供等のサービスを受けるものは、(6)項ハ(1)とする。(要介護状態区分3以上のものの割合が入居者の半数以上のものは除く。)
- (2) 入居者の1名以上が障害程度区分1以上で共用部分において食事の提供等のサービスを受けるものは、(6)項ハ(5)とする。(障害程度区分4以上のものの割合が入居者の8割を超えるものは除く。)

12 オンライン診療受診施設について

オンライン診療受診施設は、医師又は歯科医師が行うオンライン診療(※)を患者が受ける場所として提供する施設とされること。また、当該施設において、医師又は歯科医師が、対面によって、公衆又は特定多数人のために医業又は歯科医業を行うことはないことから、(15)項として取り扱う。(R8消防予第67号)

※ オンライン診療とは、医療法第2条の2第1項において、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療と定義されている。

13 酵素風呂・銭湯・鉱泉浴場・砂風呂・岩盤浴について

(9)項ロとする。

第3 施行令第32条について

1 申請について

- (1) 施行令第32条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の特例を受けようとする者は、消防用設備等の設置基準特例適用申請書(別記様式第3号)により、消防長又は消防署長に申請するものとする。
- (2) 消防長又は消防署長は、申請の内容を審査し消防用設備等の設置基準の特例適用を認めるときは、消防用設備等の設置基準特例適用承認通知書(別記様式第4号)を、特例適用を認めないときは、消防用設備等の設置基準特例適用不承認通知書(別記様式第5号)により申請者へ通知するものとする。
- (3) 消防長又は消防署長は、特例適用を認めた防火対象物について、調査結果が承認条件と相違するため、承認を取り消すときは、消防用設備等の設置基準特

例適用承認取消通知書（別記様式第 5 号の 2）により通知するものとする。

2 複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱い

複合用途防火対象物で、平成 14 年消防予第 595 号で定める特例基準の適用範囲に該当する対象物については、施行令第 32 条を適用する。ただし、自動火災報知設備の未設置以外に消防法令違反がないことを条件とする。

3 冷凍室または冷蔵室の用途に供する消防用設備等の設置について

昭和 45 年消防予第 172 号で定める特例基準の適用範囲に該当するものについては、施行令第 32 条を適用する。

4 連結送水管の樹脂配管について（令和 2 年消防予第 14 号通知）

認定取得した樹脂管の使用は埋設部分のみ可とし、施行令第 32 条の適用とする。

5 仮設建築物における消防用設備等の取扱い

建築基準法第 85 条に規定する仮設建築物の消防用設備等は、通常の建築物と同様に、規模、用途等に応じて消防用設備等を設置させるものとする。ただし、定期的に巡視する等、容易に火災を感知できる措置を講じ、かつ定期的に消防訓練を実施する場合において、次に掲げる消防用設備等に応じ、施行令第 32 条を適用することができる。（代替可能な設備は除く。）

（1）屋内消火栓設備、スプリンクラー設備

次のいずれかの消防用設備等が設置されること。

ア 動力消防ポンプ設備

イ パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 16 年消防庁告示第 12 号）第 3「パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件」のうち、「地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く」の規定は適用しない。

ウ 移動式粉末消火設備

（2）自動火災報知設備

無線連動型住宅用火災警報器が設置されること。また、非常警報設備が設置されること。

（3）非常警報設備（非常放送）

業務用放送設備により避難誘導ができること。

（※昭和 38 年自消丙予発第 59 号「消防法施行令第 32 条の特例基準等について」）

（※平成 23 年消防庁事務連絡「応急仮設住宅等に係る執務資料の送付について」）

6 倉庫（14）項の誘導灯について

2 階建て以下で延べ面積 300 m²未満（無窓階含む）については施行令第 32 条の適用とする。

7 消火設備の配管及びポンプの併用について

配管に送水を遮断するための装置を設けない場合、次のいずれかであれば施行令第 32 条の適用とする。

- (1) 同一防火対象物に 2 種以上の消火設備がある場合、各設備の規定水量のうち最大水量にその他の消火設備の規定水量の 50%以上を加算した水量以上の性能を有するもの。
- (2) 同一階（屋外消火栓にあつては、1 階とする。以下同じ）に、2 種以上の消火設備がある場合は、当該階における各設備の規定水量を加算した量以上の性能を有するもの。
- (3) その他、2 種以上の消火設備に支障の生じない性能を満たすと消防長又は消防署長が認めたもの。

8 消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて（施行令第 23 条第 3 項）

（5）項イ、（6）項イ、（6）項ロ、（6）項ハ以外の防火対象物で次の要件を満たすものは、施行令第 32 条を適用する。（R7 消防予第 129 号）

- （1）防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内であること。

MNO 例：docomo, amamo, au, UQmobile, povo, SoftBank, Y!mobile, LINEMO, RakutenMobile 等

- （2）法第 17 条の 3 の 2 に規定する検査の際、携帯電話での通報が確認できること。

9 感熱開放継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放する継手）について

湿式スプリンクラー設備、閉鎖型噴霧消火システム及び速動型 SP システムの標準型ヘッドが天井面下部に給排気ダクト、ケーブルラック、ルーバー等の散水障害となるものがあり、0.3m を超えて標準型ヘッドを設けなければならない場合は、施行令第 32 条を適用し感熱開放継手を設けることができる。

設置基準については、日本消防検定協会の特定機器評価又は性能鑑定を受け、評価結果に基づくものとする。

10 一般住宅を施行令別表第一に掲げる用途に変更し誘導灯が設置義務となる防火対象物において、以下に該当する部分は誘導灯の設置を要しないものとする。

- （1）次のアからウまでのすべての要件に該当する避難階。（図 1 参照）

ア 以下のいずれかの要件に該当すること。

- I 各居室から他の室を経由することなく直接外部に容易に避難できること。
- II 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路（廊下及び通路に曲がり角等なし）により容易に避難口まで避難できること。

イ 防火対象物の外に避難した者が、当該防火対象物の開口部から 3 m 以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

ウ 各居室の利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

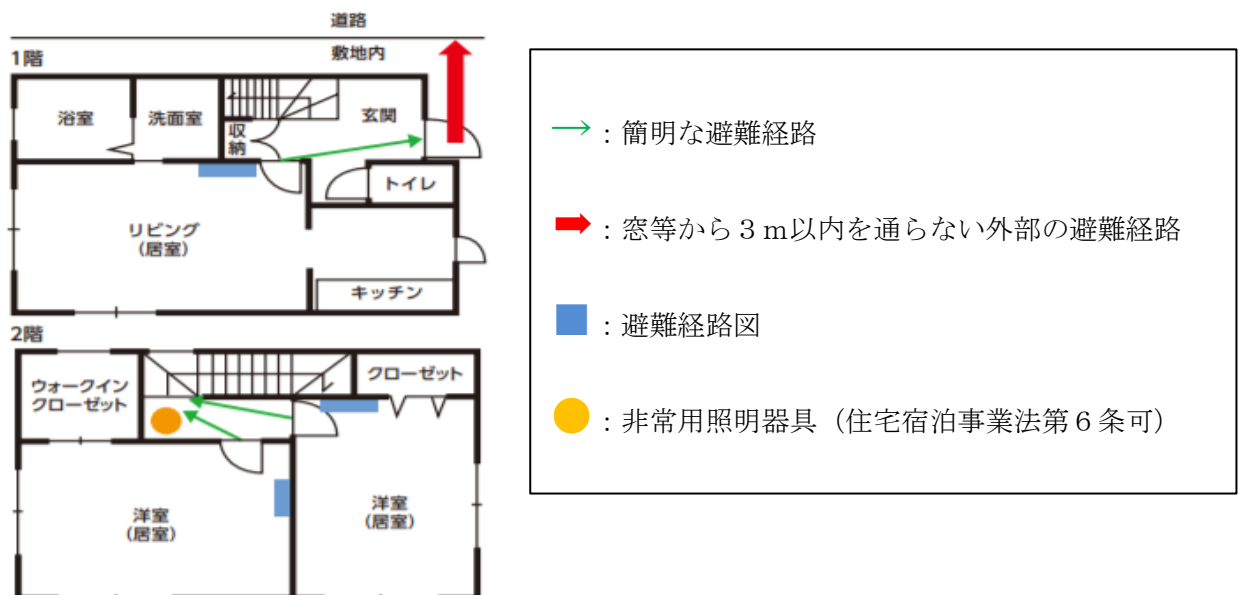
(2) 次のアからウまでのすべての要件に該当する 2 階以上の階であって避難階以外のもの。(図 1 参照)

ア 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路(廊下及び通路に曲がり角等なし)により容易に避難口まで避難できること。

イ 非常用の照明装置を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること。

ウ (1) ウの要件を満たしていること。(平成 29 年 3 月 23 日消防予第 71 号)

図 1



11 施行令別表第一(5)項イ並びに同表(5)項ロの一部の住戸を同表(5)項イとして使用する同表(16)項イの防火対象物において、以下に掲げる要件を満たす各独立部分は、誘導灯の設置を免除することができる。(図 2 参照)

(1) 各独立部分内の廊下等に非常用照明装置の設置、又は、各宿泊室に携帯用照明器具を設けること。

(2) すべての宿泊室(直接外部又は避難上有効なバルコニーに至ることができる宿泊室を除く)から 2 以上の居室を経由せず、各独立部分の主たる出入口に通ずる廊下等に至ることができること。

(平成 30 年 3 月 15 日消防予第 83 号)

図 2



- : 宿泊室から直接廊下等に至ることができる経路
- ▲ : 携帯用照明器具（廊下に非常用照明装置があれば不用）
- : 非常用照明器具（住宅宿泊事業法第6条可）

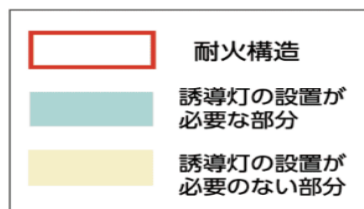
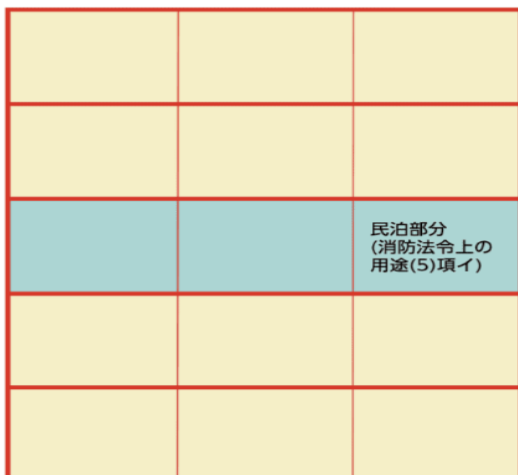
12 施行令別表第一（5）項口の一部の住戸を同表（5）項イとして使用する同表（16）項イ（小規模特定用途防火対象物を除く）の防火対象物において次に掲げる要件を満たすものは、誘導灯の設置を（5）項イの存する階にのみとすることができる。（図3参照）

- （1）主要構造部が耐火構造であること。
- （2）住戸（宿泊施設として使用される部分を含む。（3）及び（4）において同じ。）が耐火構造の壁及び床で、200 m²以下に区切られていること。
- （3）住戸と共用部分を区画する壁に設けられる開口部には防火設備（主たる出入口口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付の防火戸に限る。）が設けられていること。
- （4）（3）の開口部の面積の合計は、一の住戸につき4 m²以下であり、かつ、一の開口部の面積が2 m²以下であること。

（平成28年5月16日消防予第163号）

図 3

耐火構造の壁及び床で200m²以下に区画



13 特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて

以下に掲げる消防用設備等は、消防長が火災の発生又は延焼の恐れが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を**最小**限度に止めることができると認めるものとして、**施行**令第 32 条の規定を適用し、その申請及び承認の手続きを経ずとも、設置を省略することができる。

- (1) 非常警報器具の設置義務対象となる令第 24 条第 1 項に規定する防火対象物においては、比較的小規模な対象物であり、非常警報器具の設置がなくとも、肉声等により容易に火災の発生を報知することができるもの。
 - (2) 誘導灯の設置義務となる特定用途以外の防火対象物（延べ面積 100 m²以下）
 - (3) 誘導灯の設置義務となる防火対象物の個人住宅及び空きテナント部分
 - (4) 誘導標識の設置義務となる特定用途以外、かつ、普通階である防火対象物においては、誘導標識の設置がなくとも、火災等の発生に際して容易に避難することができるもの。
 - (5) 第 5 建築基準法関係 2（2）ウに該当するもの。
 - (6) 特定防火対象物以外の防火対象物の内、昭和 49 年 12 月 31 日以前に建築され有効開口部の要件（施行規則第 5 条の 5）施行前の従前規程（内接 50cm 以上の開口部が階床面積に対して 30 分の 1 以上）を満たすが、現行基準で無窓階となり施行令第 34 条第 6 号（非常警報設備等）、第 7 号（誘導灯等）に該当するもの。
 - (7) 消火設備のポンプにおいて棟が異なる防火対象物（同一敷地内で、管理権原者が同一の場合に限る。）の消火設備とポンプを兼用する場合は、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、次のいずれかに該当する防火対象物にあっては、当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができるものとする。
 - (ア) 隣接する防火対象物のいずれかが耐火建築物又は準耐火建築物であるもの。
 - (イ) 防火対象物相互の外壁間の中心線からの水平距離が 1 階にあっては 3 m 以上、2 階以上の階にあっては 5 m 以上の距離を有するもの。
- ※ 上記（1）から（7）は、現に存する防火対象物にあっては同様に取扱うものとする。

第 4 建築物が庇等で接続されている場合の取扱いについて

建築物と建築物が庇（屋根、軒先等を含む。以下同じ。）で、相互の建築物が接続されている場合は、原則一棟とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別

棟として取り扱って差し支えない。

(1) 庇と建築物が構造的に結合されていないこと。

(例) 庇と建築物がボルトで固定されていない

(2) 相互の建築物の庇が、一方の建築物に被さっている場合、接している場合、又は建築物と庇の隙間を樹脂等で埋めている場合。

(3) 相互の建築物で雨どいを共用している、給排水管、冷暖房等の配管類を共用している場合。

(※昭和 53 年消防予第 32 号・昭和 54 年消防予第 173 号)

第 5 建築基準法関係

1 庇の屋内的用途に供する部分の床面積について

庇の床面積への算入は、庇全体を床面積に算入するのではなく、屋内的用途に供する部分のみを床面積に算入する。但し、屋内的用途に供される部分を確定することが困難な場合は、庇の先端から 1 m 後退した部分から床面積に算入する。

(岐阜県建築基準法運用指針 第 5 章Ⅱ建築物の床面積の算定)

2 階と階の間に建築された床及び竣工後に用途が発生し階となった床（以下「中間床」という。）の取扱いについて

(1) 建築基準法令による規制は、建築主事等の判断による。

(2) 消防法令による規制は、次による。

ア 床として取り扱われる中間床は、階数に算入するものとして、次のイ又はウに該当する場合の施行令第 11 条第 3 項第 1 号及び施行令第 26 条第 1 項の適用を除き法令どおり規制する。

イ 次の（ア）又は（イ）に該当する場合の施行令第 11 条第 3 項第 1 号の適用については、それぞれの定めるところによる。

（ア） 一の中間床の床面積（2 以上の中間床相互の距離が 1 m 未満である場合は、それぞれの床面積を合算した数値。図 2 参照）が 50 m² 未満の場合は、下階からの屋内消火栓設備又は代替設備のホースが中間床の最遠部に届けば屋内消火栓設備を設けなくてもよい。

（イ） 一の中間床の床面積が 50 m² 以上の中間床相互の距離が 1 m 以上の場合は、施行令第 11 条第 3 項第 1 号の規定にかかわらず、各々に屋内消火栓設備を設けること。（防火対象物又はその部分が施行令第 11 条第 1 項に該当することが前提である。）。

ウ 固定されている階段が存しない中間床の部分には、施行令第 26 条第 1 項の規定に関わらず誘導灯を設置しないことができる。また、階段が設置されている中間床で床面積が 100 m² 以下又は室の最遠から 15m 以下の場合も誘導灯を設けなくてもよい（無窓階も含む。）。

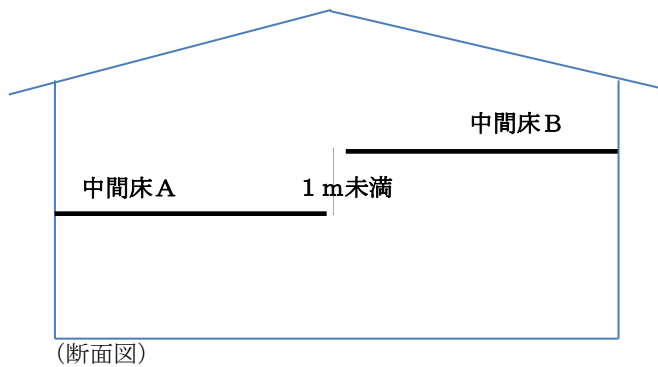
エ （2）イの中間床で、（2）イ（ア）に該当し、下記（ア）の場合は、

自動火災報知設備の発信機及び地区音響を設けなくてもよい。

(ア) 下階の地区音響が容易に聞き取ることができるように壁等の区画がなく開放されている状態であれば当該部分に発信機及び地区音響を設ける必要がない。

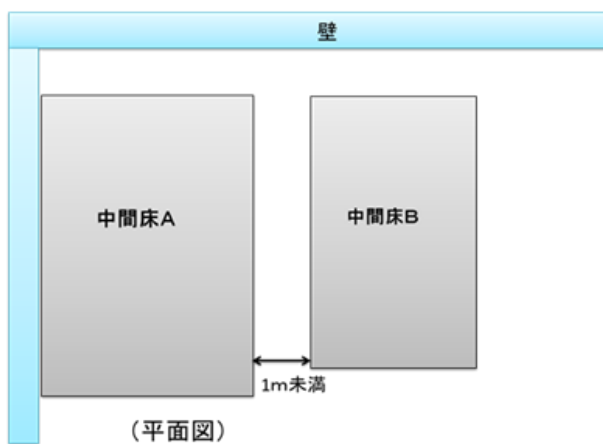
(3) (2) イ (ア) 及びエについては、施行令第 32 条を適用する。

(図 1)



中間床Aと中間床Bは同一階として取り扱う。

(図 2)



第 3 章 消防用設備等の技術基準

第 1 消火設備

1 消火器

(1) 業務用消火器を設置すること。住宅用消火器は不可。

(2) 設置本数の算出

消火器は、必要能力単位をみたし、かつ、水平距離 15m 以下ごとに設置する。
ただし体育館等の区画の無い大空間についてはこの限りではない。

(3) 設置する高さ

床面からレバーまでの高さを 1.5m 以下とする。

(4) 文化財収容建築物の消火器設置本数

重要文化財等の指定を受けた建造物は、施行令別表第 1 (17) 項の防火対象物として消火器の設置義務があるが、掛け軸、仏像の収容物は建造物に当たらないため、消火器の設置義務はない。

2 消火器の付加設置について

施行令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又はその部分(※②)に、施行規則第 6 条第 4 項から第 5 項までに規定する変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

※② 防火対象物の全体に設置及び維持するものとする場合と防火対象物の部分に限って設置及び維持するべきものとする場合がある。施行令第 10 条第 1 項第 5 号に規定する「床面積 50 m²以上の地階、無窓階又は 3 階以上の階」などがこれに該当する。

例) ・防火対象物の屋上に設置される変電設備は、その部分に該当する。

・コンビニエンスストアの同一敷地内にある変電設備は、その部分に該当しない。

(1) トンネル炉の消火器設置基準

炉の周囲 3 m (一方が壁まで 3 m ないときはその距離) を加えて面積を 25 m² で除して求める。

(2) ネオン管灯設備

ネオン管灯設備で、消火器の有効活用ができる対象物については設置を指導する。

(3) 電気設備

施行規則第 6 条第 4 項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいう。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備 (全出力 50kw 以下のものを除く。)

イ 燃料電池発電設備 (条例第 10 条の 2 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。)

ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの (条例第 14 条第 4 項に定めるものを除く。)

エ 蓄電池設備 (蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準 (令和 5 年消防庁告示第 7

号) 第2に定めるものを除く)

(4) 前(3)の場所に消火器を設置する場合の施行規則第6条第5項に規定する「当該場所の床面積」の取扱いは、以下のとおりとすること。

ア 専用室である場合は、当該室の床面積とすること。

イ 専用室以外の場所で、当該設備が不燃材料で覆われている場合又は当該設備を取り扱う部分が不燃材料で覆われている場合は、当該設備を取扱う部分がフェンス等で明確に区分され、火災予防上支障がない場合は、当該火気使用設備等の据付面積とすること。

ウ 専用室以外の場所で、イに掲げる場合以外の場合は、当該設備が据え付けられた部分の周囲に火災予防上安全な距離で囲まれた部分の面積(同一室内に火気使用設備等が2箇所以上設置されている場合はその合計面積)

なお、「火災予防上安全な距離」は、設置される火気使用設備等の性能、周囲の建築物の可燃性の部分又は可燃性物品の状況その他の状況から安全と認められる距離とすること。

(5) 火気を使用する設備

施行規則第6条第5項に規定する「鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいう。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積2㎡以上の炉

エ 入力70kw以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

オ ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年施行令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)

カ 乾燥設備※(衣類乾燥設備は、据付面積が1㎡未満のもの又は乾燥内容積が1㎡未満のもの、前記以外の乾燥設備は、入力3kw以下のもの、若しくは個人の住居に設けるものを除く。)

能力単位数>火気使用場所部分の床面積(㎡)/25

床面積の算定については、次によること。

(ア)室を形成する場合は当該室とする。

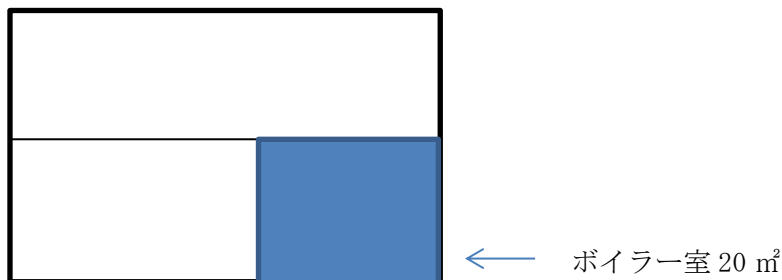
(イ)室を形成しない場合

条例第3条第1項に規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とする。

※乾燥設備は以下のものをいう

- ・ 気体燃料を使用する乾燥設備(衣類乾燥機のみ)
- ・ 上記以外の乾燥設備

- ・電気乾燥器(動力を用いない食器乾燥器に限る)
 - ・電気乾燥機(衣類乾燥機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機に限る)
- キ 簡易サウナ設備及び一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- ※簡易サウナ設備を屋上等に設置する場合、当該部分は施行規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」に該当する。その場合、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置する消火器は、「その他多量の火気を使用する場所」に設置する消火器と兼用することができる。(令和7年消防予第496号)
- ク 入力70kw以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- ケ 火花を生ずる設備
- コ 放電加工機
- サ 飲食店等小規模ガスコンロ設置場所及び社員食堂の厨房等(給湯のみの使用及び電磁誘導加熱式調理器は除くものとする。)
- (6) 施行令第10条第1項の規定に基づき防火対象物に設置される消火器が施行規則第6条第5項に規定するボイラー室、乾燥室その他多量火気を使用する場所に設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び水平距離を満足する場合にあっては、重複して設置しないことができる。
- 例)・施行令第10条第1項による消火器の設置義務のある防火対象物に施行規則第6条第5項に規定する部分が存する場合



(12) 項イ 耐火建築物 延べ面積 380 m² (各階 190 m²)

・建物について

$380 \text{ m}^2 \geq 150 \text{ m}^2$ (施行令第10条第1項の設置基準)

$380 / 100 = 3.8 \rightarrow 4$ 単位 (A火災)

・多量火気使用場所について

$20 / 25 = 0.8 \rightarrow 1$ 単位 (A火災)

$\rightarrow 1$ 階 2単位 + 1単位

2階 2単位

・2階にはA火災適応消火器を設置すればよく、1階については、各部分から水平距離15m以下であればA火災適応消火器を設置すれば、ボイラー専用の消火器はなくてもよい。

3 屋内消火栓設備

(1) 配管の水

ポンプ方式の配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、常時充水（湿式）しておくものとする。

(2) 連結送水管と屋内消火栓設備の主管は併用可とする。(S48 消防予第 140 号)

ただし屋内消火栓設備のノズル圧力が 0.7Mpa を超えない措置を講じること。

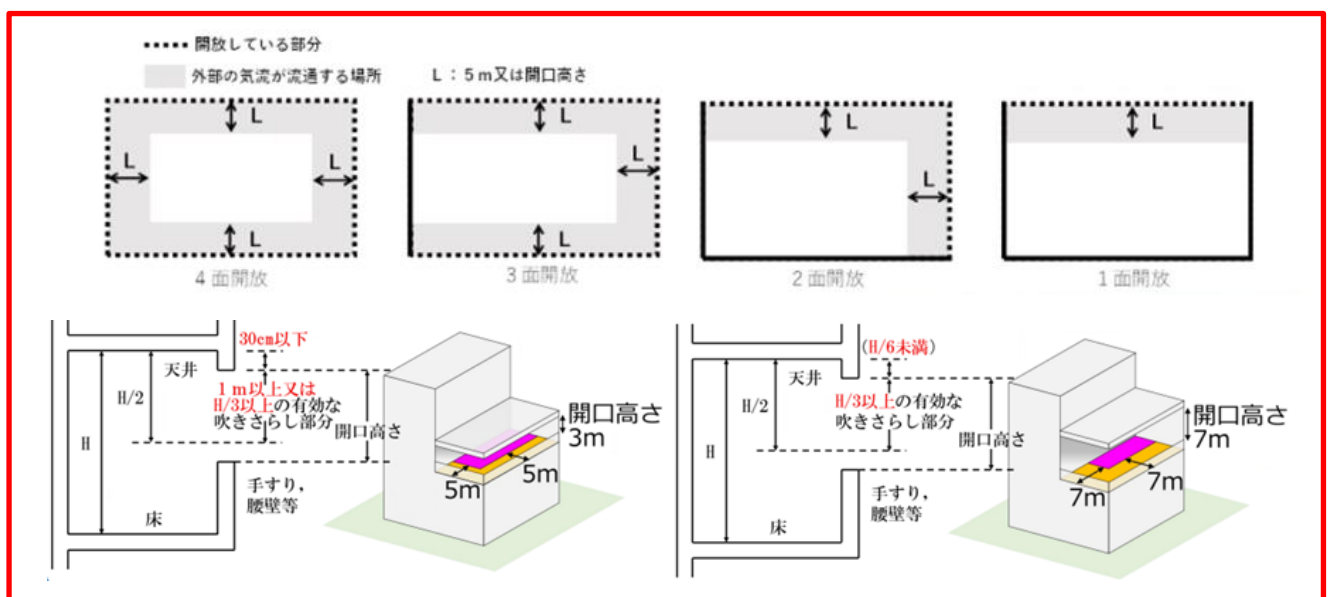
4 スプリンクラー設備

ヘッドを設置しないことができる箇所について

(1) 押入れ等の床面積 1 m²未満の区画

(2) 施行規則第 13 条第 3 項第 6 号に掲げる外部の気流が流通する場所とは、下表のとおりとする。

開口高さ		5 m未満	5 m以上
断面形状 直接外気に面する部分の	有効な吹きさらし部分の高さ	1 m以上の高さ又は天井高の 3 分の 1 以上	天井高の 3 分の 1 以上
	有効な吹きさらし部分の位置	天井高の 2 分の 1 の位置より上に存している	同左
	垂れ壁	天井面から小梁、垂れ壁等の下端までは、30 c m 以下	規定なし（上記により天井高の 6 分の 1 未満となる）
外部の気流が流通する場所の範囲		直接外気に面する部分から概ね 5 m の範囲	直接外気に面する部分から概ね開口高さの距離の範囲



5 屋外消火栓設備

(1) 設置する場所

屋外消火栓は、原則として、出入口付近に設けること。

(2) 配管の水

ポンプ方式の配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、常時充水（湿式）しておくものとする。

(3) 屋内消火栓設備との併用について

ア 水源

第3章 第19(4)を準用する。ただし、同時に使用する可能性がある場合を除き、それぞれの設備のうち規定水量が最大となる量以上とすることができる。

イ 配管

(ア) 施行令第11条及び第19条並びに施行規則第12条及び第22条に適合すること。

(イ) 棟が異なる建築物で屋外消火栓設備（施行令第19条第2項の規定により一とみなされた場合を含む。）の加圧送水装置を兼用していないこと。

ウ ポンプ

それぞれの設備のうち規定吐出量が最大となる量以上とすることができる。

エ ノズル先端の放水圧力

屋内消火栓設備は0.7Mpa、屋外消火栓設備は0.6Mpaを越える場合は、規定圧力を越えないための措置を講じること。

6 屋内外消火栓設備の代替について

(1) 粉末消火設備（移動式）

屋内外消火栓設備の設置義務の生じる既存の特定防火対象物以外の防火対象物又はその部分（地階、無窓階又は火災のときに煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に施行令第18条の粉末消火設備（移動式）を技術上の基準に従って設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について屋内外消火栓設備を設置しないことができる。

(2) 粉末消火設備（移動式）の設置可能な場所について

既存の屋内外消火栓設備の設置を要する防火対象物又は仮設建築物で、普通階及び「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」の階に限り、移動式粉末消火設備の設置を認める。なお、代替設置後、増改築等により無窓階及び「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」になった場合の代替の増設は認めない。（平成16年12月24日消防予258号通知）

7 動力消防ポンプ設備

(1) 設置する場所

動力消防ポンプ設備（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引させるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の採水口の付近で、かつ、風雨等の影響を受けない場所に設けること。

(2) 水源の水量

ア 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。ただし、相互の必要水量を合算した数値以上確保できる場合はこの限りではない。

イ 施行令第 20 条第 4 項第 3 号に規定する水量を、常時確保できるよう維持できるものであること。自然水利においても、同様とする。

ウ 地盤面下に設けられている場合は、地盤面の高さから 4.5m 以内の水源を有効水量とする。（施行規則第 27 条第 3 項第 1 号準用）

エ 吸管投入孔は、1 辺が 0.6m 以上又は直径が 0.6m 以上であること。（昭和 39 年告示第 7 号準用）

オ 採水口を設けるものは、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格に定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号）の規定に適合するものであること。

カ 配管、管継手、バルブ類を設ける場合は、施行規則第 12 条第 6 号ニ、ホ、ト、チに適合するものであること。

(3) 自動車によって牽引されるものについて（施行令第 20 条第 4 項第 4 号）

フォークリフト。ただし動力消防ポンプ設備及び消火に必要な資機材が落下しない措置を講じた場合に限る。

8 FRP 製の水槽について

(1) 原則、地盤面下に埋没して設けること。

(2) 不燃材料で造られた壁、柱、床および天井（天井のない場合にあっては屋根）で区画され、かつ窓および出入口等の開口部に防火設備を設けた専用の室、または機械室、ポンプ室その他これらに類する室に設けること。

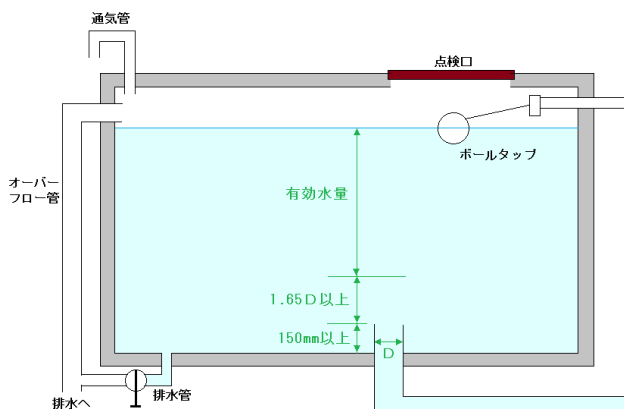
(3) 屋外または主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上等に設けるものは、当該建物の外壁等および隣接する建築物若しくは工作物等から 3 m 以上の離隔距離を有すること（外壁等が不燃材料で、かつ、開口部に防火設備が設けられている場合はこの限りでない。）。

9 水源の有効水量について（動力消防ポンプ設備はこの限りではない）

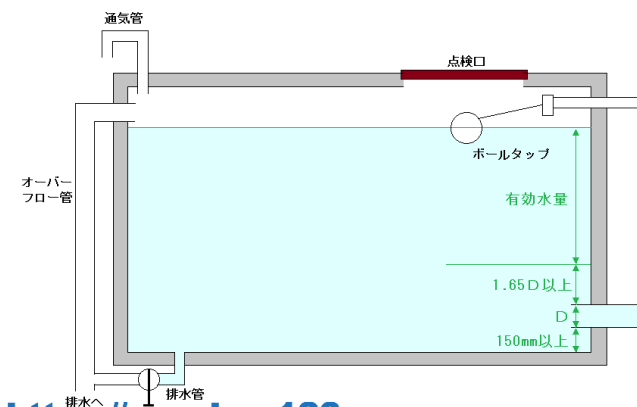
D = 吸水管の内径

(1) 地上・床上

ア 底面より取出す場合

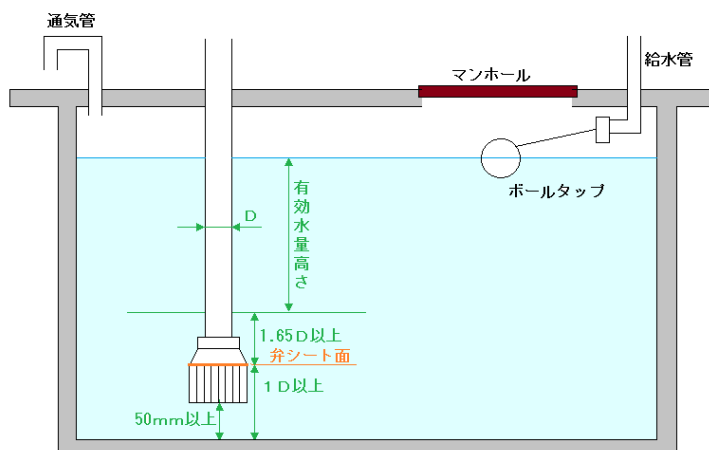


イ 側面より取出す場合

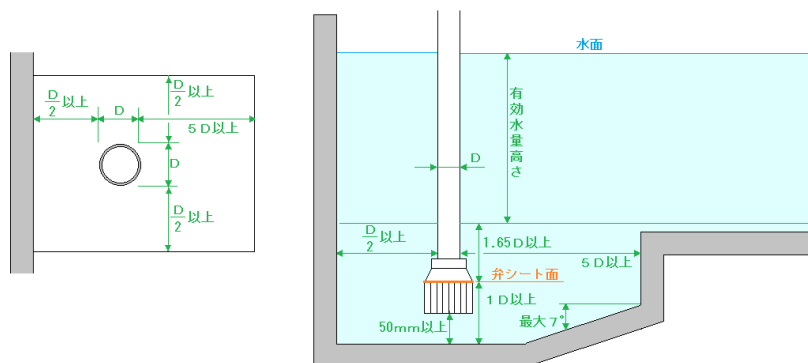


(2) 地下

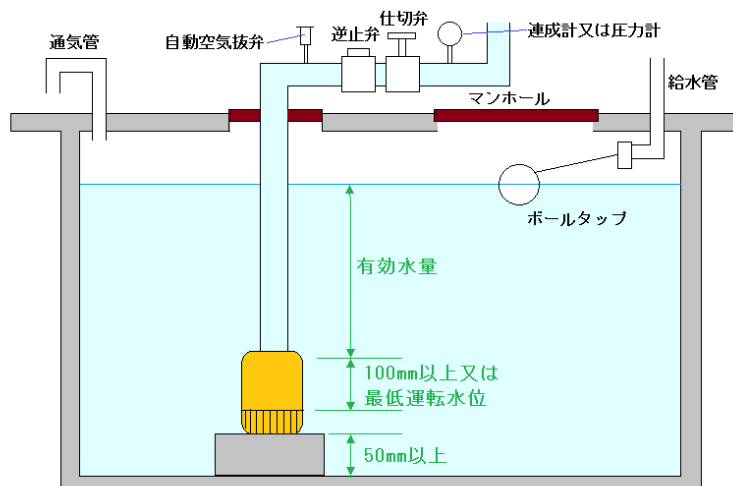
ア サクションピットを設けない場合



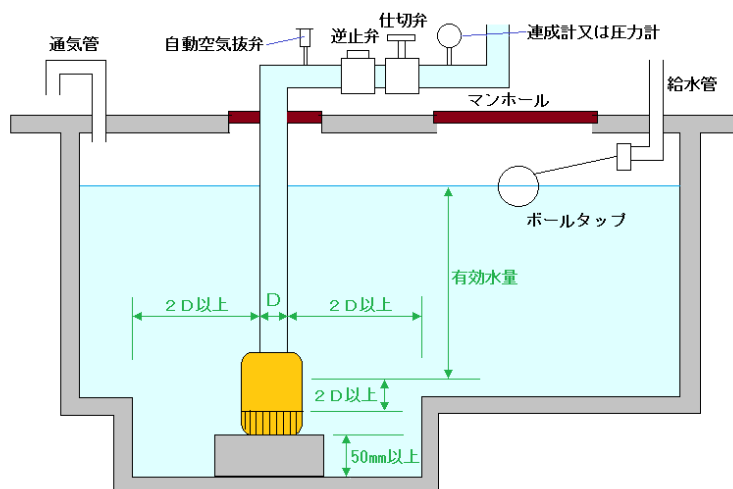
イ サクションピットを設ける場合



ウ 水中ポンプでサクションピットを設けない場合

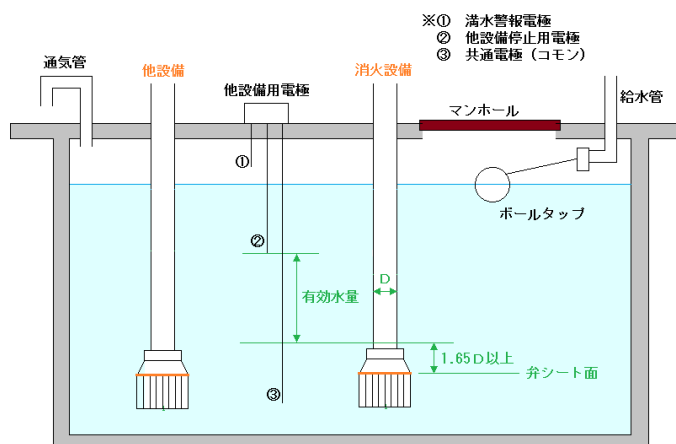


エ 水中ポンプでサクションピットを設ける場合

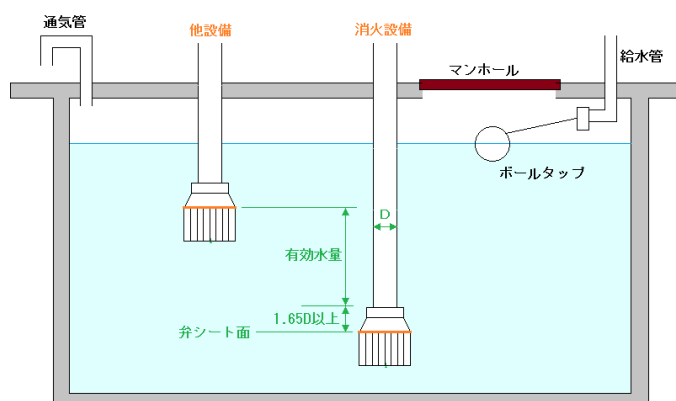


(3) 他設備（消防用設備等以外）と共用とする場合

ア 水位電極棒による方法



イ フート弁のレベル差による方法



(4) 2つ以上の消防用設備等の水源を共用する場合

一の消防用設備等ごとに水源を設けること。ただし、相互の必要水量を合算した数値以上確保できる場合はこの限りではない。

10 特殊消火設備

(1) 施行令第13条第6欄で規定する「床面積」の算定は、次のいずれかによること。

ア 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分の床面積は、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分（以下「水平投影による部分」という。）の面積とする。ただし不燃材料の壁、天井、床又は防火戸で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。

イ 同一室内に電気設備が2箇所以上設置され水平投影による部分が重複して

いる場合は、合計した面積とする。（水平投影による部分の重複箇所は、重複加算しない）ただし、水平投影による部分の重複部分に耐火構造（平成 12 年建設省告示 1399 号に該当）の壁を、高さは電気設備の頂部以上、横幅は水平投影による部分の重複部分の境目まで設けた場合、当該壁までの距離とし、合計しないことができる（図 1、2 参照）

図 1

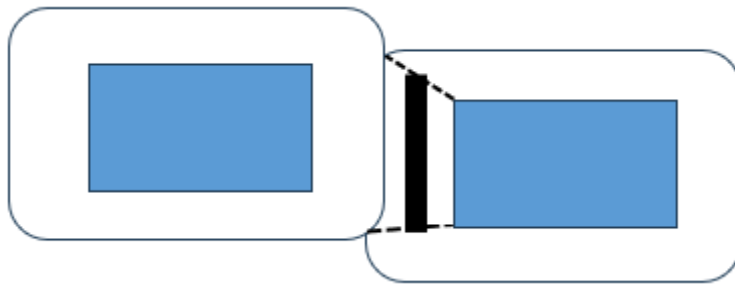
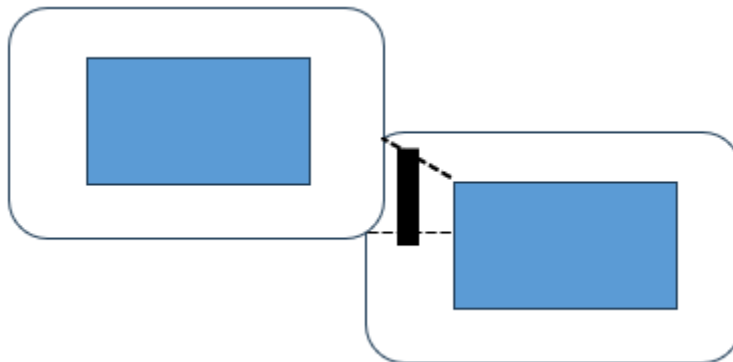


図 2



※ 電気設備の据付面積 水平投影による部分 耐火構造の壁

（２）施行令第 13 条第 1 項の表に掲げる第 7 欄（鍛造室、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分）で規定する「床面積」の算定は、前ア、イの例により行うもの。（※昭和 51 年 7 月 20 日消防予第 37 号「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて」）

第 2 警報設備

1 自動火災報知設備

（１）感知器を設置しないことができる箇所について

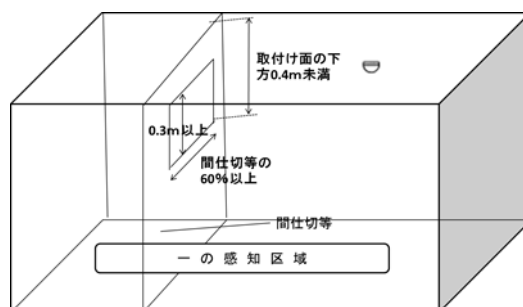
ア 押入れ等の床面積 1 m²未満の区画

イ トイレ、浴室、シャワー室（脱衣所は、含まれない）

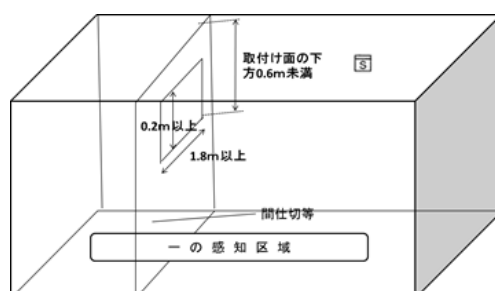
ウ 10m以下の廊下及び通路、又は廊下及び通路から階段に至るまでの歩行距離が 10m以下の廊下、又は通路部分（昭和 44 年消防予第 249 号）

- エ 店舗等の売り場部分と通路部分が壁等で区画されていない場合の通路部分（当該通路は、売り場部分の一部とする）（昭和 44 年消防予第 249 号）
- オ 施行規則第 23 条第 4 項第 1 号ロに掲げる外部の気流が流通する場所とは、第 3 章第 1 消火設備 4 スプリンクラー設備に記載する外部の気流が流通する場所を準用する。
- カ 施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の普通階の廊下（施行規則第 23 条第 5 項第 2 号に掲げる部分を除く）（施行規則第 23 条第 6 項第 3 号、昭和 44 年消防予第 190 号）
- キ はり等の深さが 0.6m 以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあつては 0.4m 以上）1 m 未満で区画された 5 m² 以下（煙感知器にあつては、10 m² 以下）の隣接した 1 つの小区画。なお、小区画を含めた合計面積は、別の感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。
- （2）自動火災報知設備の感知器区域の間仕切り壁等について
- 自動火災報知設備の感知器区域の間仕切壁上部に開口部を設けた場合、以下の条件に該当する場合に限り同一感知区域として取り扱う。
- ア 感知区域の特例
- （ア） 差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型の感知器
- 感知区域を構成する壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方（取付け面の下方 0.4m 未満）の部分に、空気の流通する（欄間、ガラリ等で熱気流が有効に流通するものを含む。）開口部（高さ 0.3m 以上×間仕切等の幅の 60% 以上）を設けた場合は、隣接する 2 以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。（図 1 参照）
- （イ） イオン化式スポット型、光電式スポット型、煙複合式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、光電アナログ式スポット型の感知器
- 感知区域を構成する間仕切等の上方（取付け面の下方 0.6m 未満）の部分に、空気の流通する（欄間、ガラリ等で煙が有効に流通するものを含む。）開口部（高さ 0.2m 以上×幅 1.8m 以上）を設けた場合は、隣接する 2 以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。（図 2 参照）また、間仕切等の上部に開口部（0.3m 以上×0.8m 以上）を設け、その開口部から 0.3m 以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。（図 3 参照）

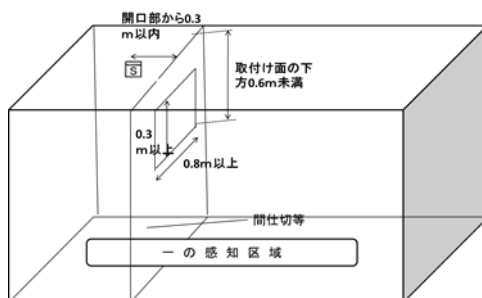
(図 1)



(図 2)



(図 3)



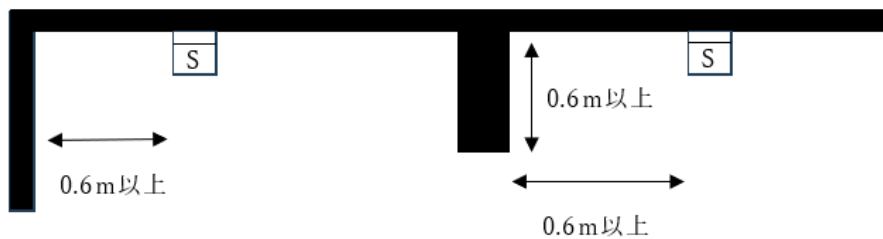
(3) 自動火災報知設備の感知器設置位置について

ア スポット型の感知器は、換気口等の空気の噴出口（直接風が当たる方向）から 1.5m以上離れた位置に設けること。

イ 狭い居室や構造上全ての基準に適合して設置できないスポット型の煙感知器を設置する場合は、上記を最優先とし出入口付近に設けること。

ウ 煙感知器（光電分離型感知器を除く。）は、壁又は取付け面から 0.6m以上突出したはりから 0.6m以上離れた位置に設けること。（次図参照）。

図



(4) 同一敷地内に2以上の防火対象物がある場合の受信機について

防火対象物には、原則として1台の受信機を設置し、監視するものであるが、業態や利用形態等により集中管理ができる場合はこの限りでない。

(5) 感知器の種類

ア 各階で水平遮断されているパイプダクト等で、水平区画に隙間がなく煙の流通がない場合、煙感知器以外とすることができる。(昭和44年消防予第265号)

(6) その他、一般社団法人日本火災報知機工業会が発行する自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報器工事基準書を参考とし、個別に判断して指導するものとする。

2 特定小規模施設用自動火災報知設備

(1) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(以下「特小省令」とする。)第3条第2項第3号イに規定する「居室」に含まないものは次のとおりとする。ただし洗面室及び脱衣室等で、洗濯機または乾燥機等を設置する場合は、この限りではない。

- ア 玄関
- イ 便所
- ウ 車庫
- エ 浴室
- オ 洗面室
- カ 脱衣室
- キ 更衣室等

(2) 特小省令第3条第2項3号ロに規定する「その他これらに類する室」は次のとおりとする。

- ア 電気室
- イ ボイラー室
- ウ 空調機械室
- エ ポンプ室
- オ エレベーター機械室
- カ 乾燥室

(3) 特小省令第3条第2項3号ハに規定する「その他これらに類するもの」は次のとおりとする。

ア エスカレーター

イ ダムウェーダー

(4) 縁側は廊下及び通路に含まれるものとする。ただし、縁側に物品等を保管し、かつ床面積が2㎡以上ある場合は、感知器の設置を要する。

第3 避難設備

1 避難器具

(1) 避難はしご

避難器具用ハッチに格納した避難はしごは、建物を見ながら降りられるように設置すること。

(2) すべり台

自力避難困難者（老人福祉施設の入所者、保育園の園児等）が入所する防火対象物に避難器具を設置する場合は、すべり台の設置が望ましい。

2 誘導灯

(1) 設置する箇所

避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けるほか、以下によること。

ア 床面から誘導灯の下面までの高さが2.5m以下となるように設置すること。

ただし維持管理が適切に行える場合はこの限りではない。

イ 防煙垂れ壁等が直近にある場合は、視認性を確保するため、防煙垂れ壁の下方に設けること。

通路誘導灯を設置する箇所は、施行規則第28条の3第4項第3号の2の規定による以外のものについては、ア及びイによること。

(2) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」の判断

障害物等により誘導灯を視認できない場合であっても、人が移動（5m未満）することにより誘導灯を視認できる場合は、「容易に見とおし、かつ、識別することができる」ものと判断する。

（※平成11年消防予第245号「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」）

(3) 蓄光式誘導標識の取り扱いについては、平成22年消予第177号のとおりとする。

(4) 施行規則第28条の2に規定する以外に誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分は次のとおりとする。（無窓階含む。）

ア 避難階

(ア) 延床面積が50㎡以下の防火対象物

(イ) 1つのテナントの面積が50㎡以下で屋内から直接地上へ通ずる出入口

を有する区画。(別区画への出入口があるものは除く。)

イ 避難階以外

1つのテナントの面積が 50 m²以下で次に定めるいずれかの廊下へ通ずる出入口を有する区画。(別区画への出入口があるものは除く。)

(ア) 外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さは、30cm 以下であること。

(イ) 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1 m 以上であること。

ウ 施行令別表第一(5)項イ(同表(16)項イの(5)項イ部分を含む。)の、床面積 100 m²以下の宿泊者が一時的に占有する各独立部分。

第4 消防用水に関する基準

1 消防用水

(1) 吸管投入孔及び採水口の付近には、消防用水である旨及び採水可能水量を掲示すること。(平成9年消防予第42号)

(2) 吸管投入孔

ア 地盤面下に設ける場合の吸管投入孔は、1辺が0.6m以上又は直径が0.6m以上であること。(昭和39年告示第7号準用)

(3) 採水口

ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格に定める省令(平成25年総務省令第23号)に規定される呼称75のねじに適合する単口とすること。

イ 地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。(施行規則第31条第1号準用)

ウ 自主認定品を設けること。(施行規則第41条)

(4) 配管

配管を設ける場合は、施行規則第12条第1項第6号ニ、ホ、ト及びチの規定のほか、次によること。

ア 採水口1口ごとに単独配管とすること。

イ 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とすること。

第5 消火活動上必要な施設に関する基準

1 非常コンセント設備

(1) 保護箱

ア 保護箱には、差込プラグ離脱防止用のフックを設けること。

イ 保護箱内には、日本産業規格 C8303 の接地形二極コンセントを2個設けること。

(2) 赤色の灯火

保護箱の上部に、赤色の灯火を設けること。ただし、施行規則第 31 条の 2 第 1 号に規定する非常コンセントの位置（床面又は階段の踏面からの高さが 1 m 以上 1.5m 以下の位置）であれば、保護箱の側部とすることができる。

2 連結送水管

(1) 配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、常時充水（湿式）しておくものとする。

(2) 連結送水管と屋内消火栓設備の主管は併用可とする。（S48 消防予第 140 号）

(3) 連結送水管、連結散水設備の配管は併用不可とする。

ただし屋内消火栓設備のノズル圧力が 0.7Mpa を超えない措置を講じること。

第 6 非常電源

1 自家発電設備

自家発電設備の出力 算定について（令和 8 年消防予第 159 号）

(1) 非常電源は、異なる防火対象物（同一敷地内に限る。）の消防用設備等に対し、非常電源を共用し、一つの自家発電設備から電力を供給する場合は、防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量から出力を算定し、その容量が最も大きい防火対象物の負荷に対して電力を供給できる出力であれば足りるものであること。

(2) 出力は、一の防火対象物に 2 以上の消防用設備等が設置されている場合は、原則として当該消防用設備等を同時に始動し、かつ、同時に使用することができる出力とすること。ただし、2 以上の消防用設備等が同時に始動した場合において、逐次 5 秒以内に消防用設備等に電力を供給できる装置を設けた場合又は消防用設備等の種別若しくは組合せにより同時始動若しくは同時使用があり得ない場合（例、二酸化炭素消火設備と排煙設備）にあつては、当該消防用設備等の負荷に対し同時投入した場合における出力としないことができるものであること。

第 4 章 火災予防条例

第 1 条例の届出

1 露店等の開設届出書について

対象火気器具を使用する催しに際して行う露店等の開設については、次の場合は、多数の者が集合する催しには該当しないものとして届出は不要とする。

(1) 近親者によるバーベキュー

(2) 幼稚園のもちつき大会（子どもと父母等のみの場合）

(3) 子ども会又は町内会における屋外催し（子どもと父母又は町内住民等のみの場合）（※平成 26 年消防予第 33 号「改正火災予防条例（例）の運用について（通知）」）

2 露店等の消火器の設置について

露店等ごとに 1 本以上を設置すること。（業務用粉末消火器 ABC10 型推奨）

例)・テント2張以上に渡り、同一の出店者が露店を開設した場合は、水平距離15m以下の算出を基準に消火器を追加する。

- 3 変電設備、急速充電設備(以下「変電設備等」という)の全出力の算定について
変電設備等の全出力は、受電用遮断器の負荷側に接続される変圧器の定格容量(KVA)(一の変圧器で5KVA未満のものを除く。以下同じ。)の和(主変圧器がある場合で当該変圧器の二次側に接続される変圧器を除く。)に以下の表の係数を乗じて算定すること。ただし、2つ以上の設置場所に分散して設けた場合は当該設置場所ごとに算定すること。

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係数
500 未満	0.80
500 以上 1,000 未満	0.75
1,000 以上	0.70

4 石窯の取扱いについて

飲食店に設置してある石窯は、条例第3条の4 厨房設備として取り扱うものとし、当該石窯に煙突がある場合は、条例第19条の2火を使用する設備に附属する煙突とする。

5 玩具用煙火について

- (1) 売場陳列については、総薬量5kg未満で炎等又は高温体との接近及び直射日光を避けて保管すること。
(2) 売場以外(バックヤード等)については、総薬量5kg以上25kg以下は上記かつ、ふたのある不燃性容器に入れ、又は防災処理を施した覆いをして保管すること。なお、総薬量25kgを超えるものは持込不可とする。

6 乾燥設備について

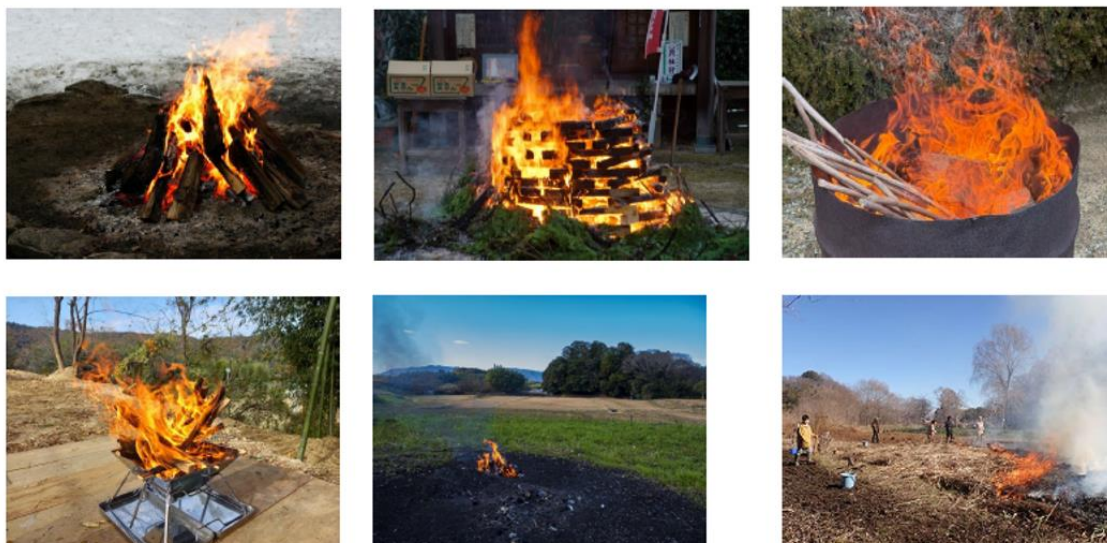
第3章消防設備等の技術基準に定める消火器の付加設置を要しないものについては、届出を省略できるものとする。

7 厨房設備について

- (1) フレキシブル(蛇腹)ダクトは、条例第3条の4第1項第1号カに定める「内面を滑らかに仕上げること。」に該当しない。
(2) 厨房設備から5m以内にファン停止スイッチを設けてあり、かつ、次のいずれかに該当するものは、条例3条の4(2)ウの「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」として、火炎伝送防止装置を設置しないことができる。(平成3年消防予第206号)
ア 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4m以下の排気ダクトで厨房室内に露出して設置されているもの。
イ 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。

8 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出について

(1) たき火の対象となるものは次のとおりとする。



(2) たき火の対象外となるものは次のとおりとする。



(3) 森林法第 21 条に基づく火入れ許可申請がされた場合は、たき火に包含される行為であるため届出は不要とする。

9 劇場等の客席について

車椅子使用者用客席の同伴者用客席は、次の(1)から(3)までのすべてに適合している場合、床に固定しないことができる。

- (1) 車椅子の使用者の介助を目的としていること。
- (2) 条例第 38 条(5)に定める客席の避難経路に設けないこと。
- (3) 同伴者用のいすの数は、観覧時において必要最小限の数とすること。

(※令和 7 年 6 月 26 日消防予第 248 号「劇場等における車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて(通知)」)

第 2 少量危険物

1 危険物を取扱う設備について

- (1) 危険物を取扱う設備とは、吹付塗装設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備(ボイラー、バーナー)、油圧装置、潤滑油循環装置などをいうが、エンジン式発電設備は消費設備として取り扱う。

- (2) 危険物を取り扱う設備の周囲に幅 3 m 以上の空地（保有空地）を設けること。
当該設備から 3 m 未満に建築物の壁及び柱がある場合、その壁及び柱が耐火構造であれば 3 m 未満でもよい。（出入口以外の開口部を有しないものに限るが、特定防火設備（建築基準法施行令第 112 条第 1 項）が設けられているものについては、この限りでない。
- (3) 複数の少量危険物貯蔵取扱所（危険物を取扱う設備）を設置する場合は、タンク間の距離を 1 m 以上確保することにより、空地を相互に重複することができる。（令和 2 年 3 月 17 日消防令第 71 号「指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る火災予防条例（例）の運用について」）

2 同一場所で貯蔵し、又は取扱う危険物の数量算定について

- (1) ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1 日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
- (2) 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーとボイラー用燃料タンクが同一の室内に設けた場合等）は、貯蔵する危険物の全量（タンクの容量）と取扱う危険物の全量（消費する危険物量）とを比較して、いずれか大きい方の量とする。
- (3) 一斗缶（内容物を混合する可能性があるもの）
原則、未開封のもので積算する。ただし開封済みのものが多い場合は、内容物の確定、残量を調査し積算するものとする。
- (4) ドラム缶
200 L
- (5) 屋外タンク、ポリタンク、携行缶
表記の数量

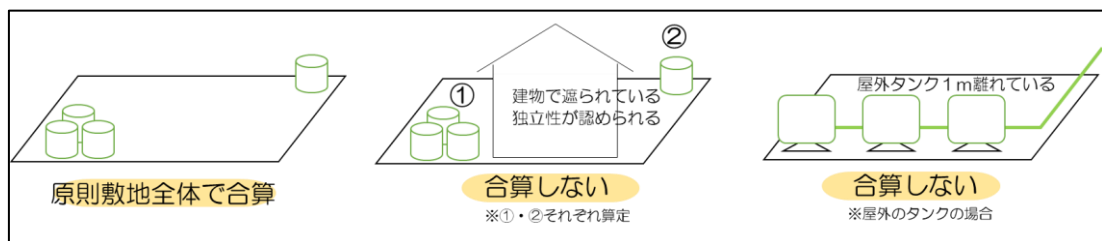
3 屋外の少量危険物貯蔵取扱所について

- (1) 危険物を取扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。なお、同一敷地内において、2 つ以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間は、それぞれが保有すべき空地のうち大きな幅の空地のみを保有すれば足りる。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するほか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第 2 条第 8 号）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りではない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1 m以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1 m以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2 m以上

- (3) 防火上有効な塀（防火塀）の材質は特定不燃材料とし、高さは1.5m以上とする。ただし、貯蔵又は取り扱いに係る施設の高さが1.5mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。

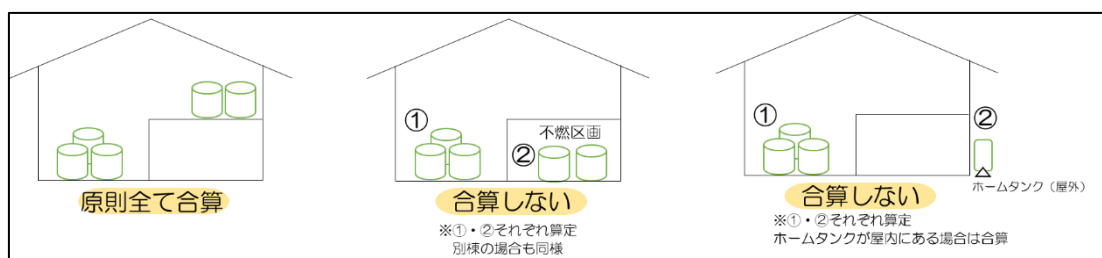
(4) 算定方法



4 屋内の少量危険物貯蔵取扱所について

- (1) 構造規制を受ける範囲は、原則として室内全体とする。「室」の内部に間仕切り壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、防火設備（建築基準法第2条9号の2ロ、9号の3）としないことができる。
- (2) 「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリート、金属板等で造られたもの。
- (3) 「適当な傾斜をつけ、かつ、溜桝を設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。

(4) 算定方法



※不燃区画とは、不燃材料で他の部分と区画されている場所

5 屋外タンクについて

- (1) 2つ以上の屋外タンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間の距離を1 m以上とする。
- (2) 屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵所取扱所を隣接して設置す

る場合は、屋外タンクと当該貯蔵取扱所との距離を2 m以上とする。

(3) タンク周囲に設ける流出止め容量は、タンクの全量を収容できるものとする。

6 屋内タンクについて

(1) ボイラー等を併設する場合は、タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2 m以上とすること、又はタンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮へいを設けること。なお、この場合、遮へいとタンク及びボイラー等との間に点検が容易に行われる間隔を保つこと。

(2) タンク周囲に設ける流出止め容量は、タンクの全量を収容できるものとする。

7 リチウムイオン蓄電池の取り扱いについて

リチウムイオン電池の貯蔵及び取り扱いに係る運用について（平成23年12月27日付け消防危第303号）以外については、次のとおりとする。

(1) 各耐火性収納箱等に標識及び掲示板が設置できない場合は、1か所に集積し見やすい箇所に蓄電池を収納している旨の表示、標識及び掲示板を表示した場合は条例第37条の3を適用し指定数量の倍数を合算しない。

(2) 耐火性収納箱等1つで指定数量の5分の1以上貯蔵する場合に集積した付近に表示する標識等は次のとおりとする。

ア 標識（幅300 mm以上長さ600 mm以上、白地、黒文字）

表示例「少量危険物貯蔵取扱所」

イ 品名等掲示板（幅300 mm以上長さ600 mm以上、白地、黒文字）

表示例「第●類第●石等」、「耐火性収納箱等毎の危険物数量」

「最大収納個数量」等

ウ 注意事項の掲示板（幅250 mm以上長さ500 mm以上、赤地、白文字）

表示例「火気厳禁」

エ 蓄電池表示板（幅150 mm以上長さ300 mm以上、白地、黒文字）

表示例「蓄電池集積場」「蓄電池保管場」

(3) 耐火性収納箱等1つで指定数量の5分の1未満貯蔵する場合に集積した付近に表示する標識等は前号イ及びエとする。

第3 指定可燃

第4 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について

1 簡易サウナ設備の火災予防上安全な距離

(1) 条例第8条第1号に規定する距離は、距離を算定する資料（機器の仕様、設置図、設置試験結果等）により判定する。

(2) 上記以外の離隔距離等は、一般社団法人アウトドアサウナ協会が定める設置基準又は次のとおり（R6消防庁実証実験結果）とする。

ア テント型サウナ + 薪ストーブ

テント型サウナ	ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)			
			上方	側方	前方	後方
icoya	Savotta Orignal	輻射式	115	30	50	15
	HI-6	対流式	100	25	50	15
	MB10A	対流式	110	30	40	15
MORZH	INTENT STOVE	対流式	150	15	60	15
モビバ	MB10A	対流式	135	20	30	10

イ テント型サウナ + 電気ストーブ

テント型サウナ	ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)			
			上方	側方	前方	後方
icoya	SM60	輻射対流式	100	10	10	10
	IKI-3.3kW	蓄熱輻射式	70	10	10	10

ウ バレル型サウナ + 薪ストーブ

バレル型サウナ	ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)			
			上方	側方	前方	後方
ONE SAUNA	Savotta Orignal	輻射式	85	15	100	35
	HI-6	対流式	105	20	105	30

エ バレル型サウナ + 電気ストーブ

バレル型サウナ	ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)			
			上方	側方	前方	後方
ONE SAUNA	SM60	輻射対流式	95	15	15	15
	IKI-3.3kW	蓄熱輻射式	65	15	15	15

2 一般サウナ設備の火災予防上安全な距離

- (1) 条例第8条の2第1号に規定する距離は、距離を算定する資料（機器の仕様、設置図、設置試験結果等）により判定する。
- (2) 上記以外の離隔距離等は、公益社団法人日本サウナスパ協会が定めるサウナ設備設置基準（平成15火災予防技術情報第27号）を準用する。

第5 多治見市火災予防条例の特例適用について

1 申請等について

- (1) 条例第19条の3、条例第24条の2、条例第31条の6、条例第37条の3及び条例第39条の2に規定する特例を受けようとする者は、多治見市火災予防条例特例適用申請書（別記様式第6号）により、消防長に申請するものとする。

-
- (2) 消防長は、申請の内容を審査し特例適用を認めるときは、多治見市火災予防条例特例適用承認通知書（別記様式第7号）を、特例適用を認めないときは、多治見市火災予防条例特例適用不承認通知書（別記様式第8号）により申請者へ通知するものとする。
- (3) 消防長は、特例適用を認めた防火対象物について、調査結果が承認条件と相違するため、承認を取り消すときは、多治見市火災予防条例特例適用承認取消通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

平成13年制定

《改正履歴》

平成20年11月1日 改正
平成29年4月1日 改正
平成30年3月28日 改正
令和2年7月8日 改正
令和3年1月4日 改正
令和3年6月1日 改正
令和3年6月14日 改正
令和4年5月11日 改正
令和5年1月1日 改正
令和5年4月1日 改正
令和5年6月22日 改正
令和5年7月21日 改正
令和6年10月1日 改正
令和7年3月4日 改正
令和7年9月1日 改正
令和8年4月1日 改正
令和8年●月●日 改正